



米合衆國貨幣委員報告書

第七号





114  
A1405  
9



藤田静譯

大正十一年四月  
侯爵御寄贈

百七十七年一月六日桑港ニ於テ合衆回貨幣委員アレ  
ンドルテルマル氏ヨリアルベルトガンズルハ質問  
子ノ住居ハ何レノ土地ナルヤ又如何ナル職業ナル

ヤ(テ)ルマル氏向テ設ケル  
ナリ以下之レニ倣ケル

答 余輩ノ住居ハ桑港ニシテ職業ハ銀行主ナリ(アルベルト  
カンスル氏

以下之ニ倣ケル)

第二 向 余ハ千八百七十六年八月十九日ニ於テ議事院ノ決  
議ヲ以テ設立シタル合衆回貨幣委員ヨリ太平洋海岸ノ諸州ニ於  
テ貴金屬ノ産出ニ関セルコトヲ質問討究スヘキノ命ヲ蒙リタリ  
若シ幸ヒニ子ノ許容ヲ得ハ余ハ今教ヶ條ノ疑問ヲ子ニ為ス所  
アラントス余ハ茲ニ千八百七十六年(歴年ハ滿一ヶ年ヲ云  
ノ六月ニ終ル決)合衆回ニ産出セシ銀ノ概算甲号ヲ所持セリ是  
算年間ニ非ス)合衆回ニ産出セシ銀ノ概算甲号ヲ所持セリ是  
レ子ヨリ余ニ惠共セラレシモノニシテ其総額ハ則四千〇六十

大正十一年四月



五万四千四百九十四弗ナリ

甲号

コムストーク、鑛山ノ産出高ニ千九百六十二万  
六千六百八十四弗ヨリ六割五分ノ銀  
子バダ列内ノ各地方ヨリ

千九百二十六万三千八百四十五弗

五百三十九万の六百四十九弗

合計 二千四百六十九万四千四百九十四弗

六百万、

合計 三千〇六十五万四千四百九十四弗

千万、

四千〇六十五万四千四百九十四弗

右ノ概算ハ千八百七十六年三月中子カ編製シタル概算乙号ノ  
現ニ英國勅撰委員ノ報告昏追加第七十四葉ニ刊行セラレシモ  
ノト同時限ノヲニ属スルカ

答 然リ

乙号

千八百七十六年三月十七日桑港ニ於テガンスル拜具

倫敦エン、エムロツスネヤイルド、エンドソンス諸君へ

一翰拜啓然ラハ御尋筋ノ儀ニ付余輩ハ本日下文ノ電報ヲ發出

致シ候

本年金ノ産出高ハ四千万弗ノ概算ニテ銀ノ産出ハ凡其同高ナ

リ一月十四日及二月十六日ノ昏簡ヲ參觀アレ録ハ次便ニ譲ッ

ル

余輩ハ右ノ昏簡ニ於テ本年貴金属産出ノ概算ハ八千五百万弗

ニテ此ノ高ヲ均ク金ト銀トニ折半スベシト記載シタリ此ノ際

余輩ハ非凡ノ勉強ヲ以テ十分ノ穿鑿ヲ遂ケ此ノ概算ヲ編製セ



シヲ以テ其ノ果シテ確實ナルハ余輩ノ疑ヲ容レサル所ナリ今  
回又金ト銀ト産出ヲ登記セル一層ヲ封入ス乃チ金ハ千八百四  
十八年ヨリ同七十三年マテ銀ハ千八百六十年ヨリ同七十六年  
マテヲ表示ス但レ銀ノ算数ハ合衆國鑛山統計委員ノ報告セシ  
各鑛山ヨリ現ニ産出スル高ニ就テ概算シタルナリ

金鑛本部ヨリ産出セシ金

二千五百万弗

銀塊ニ含ミタル金

千五百万弗

合計

四千万、弗

又銀塊産出ノ概算ハ惣計五千万弗ヨリ五千五百万弗マテナレ  
ハ此ノ内ニ含ミタル金千五百万弗ヲ差引キ其残額四千万弗ハ  
則銀産出ノ本高ナリ

サテ目今重立チタル各鑛山ヨリ大ニ銀鑛ノ開採セルニ由リ今

後數年間銀ノ産出スル高ハ必ス當時ト大ナル異同無カルヘシ  
之レニ反シ金鑛ヨリ金ノ産出スルハ追々退却スルノミニテ目  
下未タ開進ノ目的ナシ

金ハ大抵合衆國造幣局ヘ行キ形狀ヲ貨幣ト変更シタル上重ニ  
新約克ヨリ輸出セラル故ニ該港輸出ノ統計表ニ於レハ合衆國  
ヨリ輸出セシ金ノ惣額ハ何程ナルヤヲ知ルヲ得ヘシ又該港ヨ  
リ支那ヘ向ケ輸出スル銀ノ惣額ハ毎年六七百万弗ニ下ラサル  
ベシ此レ即垂米利加銀ナリ此ノ輸出ノ金額ハ稍々過多ナルニ  
似タレ此レ引替ニ當國ニ於テ産セサル墨西哥弗ノ輸入ア  
リ

合衆國政府ハ昨一ケ年ニ銀千二百万弗ヲ買入レタリシカ數日  
前一般ニ報知セルモノニ於レハ該政府ハ復々二千万弗ヲ買ヒ  
入レンガ為メ船賃及保除料ヲ差引英金ノ真價ト為替ノ間ニ起



ル差ト新約克ヨリ倫敦へ宛振り出ス為替費用トヲ加へ倫敦ノ  
市價ニテ即時ニ該政府ヨリ仕拂フヲ約定セリト此ノ説話ハ  
素ヨリ確實ナルニ非ス然レモ此條約ハ未タ結ハサルニセヨ合  
衆國政府ハ目今流通セル分數紙幣四千二百万井ニ代ヘンガ為  
メニ巨額ノ銀ヲ買ヒ入レントスルハ決シテ疑フ可キニアラサ  
ルナリ  
又合衆國ニ於テ諸工業製造ニ使用スル銀ノ銷靡高ハ一ヶ年  
凡六百万井ナリ右ハ惣テ省國ニ於テ貴金屬ノ産出及使用ニ関  
シ余輩ノ探出セシ所ノ細要ナリ今後モシ變遷アラハ速ニ之ヲ  
報知センハ余輩ノ功ニ望ム所ナリ謹啟

第三 問 右ニ記載スルモノト當國ニ於テ他ノ會社ヨリ記載  
セシモノト支格スルカ如ク又之レト比較ス可キヲ以テ余カ希

望スル所ロハ子々右ノ昏ヲ編製セシ法方ヲ具セニ分解セン  
ヲ又子ガ返輸ハ丙号ヲ以テ曩日ニ余ニ惠與セラレ余カ報告ノ  
一部トナルヘキ覺昏ノ内ニ編入セルモノナリ

答 然リ

丙号覺書

千八百七十七年一月五日桑港ニ於テガシスル氏

余カ子バタ州銀塊産出ノ概算ハ該州ニ於ケル各地ノ鑛山ヨリ  
収税官へ仕拂ビタル税額ヲ基ヒトシテ之レヲ算用セルナリ然  
レモ其算數ハ間々間接ヨリ得タルアリ又ハ各地通信者ノ手ヨ  
リ得タルヲ以テ果シテ其誤謬ナキヲ保証スベシ  
銀塊ノ内ニ含ミタル金額ノ何程ナリシハ去四五年間余輩カ手  
ヲ経行セル凡六千万井ノ銀塊ヨリ金ヲ判別セシヲ以テ之ヲ知



ルヲ得タリ此ノ算用ニ依リ之ヲ見レバコムストロク鑛脈ヨ  
リ産出セルモノ、内平均凡三割五分ハ金ナリシヲ知ルヘシ  
去三ヶ年以來銀ノ價甚タシク動搖セルヨリ余輩ハ金銀塊ヲ取  
扱ヒシヲ至テ稀レナリシガ故ニ目下金及銀ノ産出高ハ千八百  
六十九年ヨリ千八百七十二年マテノ高ト同様ナルベシト臆定  
スルノミ又「子」バ夕州外ノ各州各地ヨリノ産出高ニ関セル概算  
ハウアレシケイン氏ガル子ツト氏及其他ノ諸人ヨリ報知セラ  
レシモノニ係ル

第四 問 上ニ掲載セル甲号ノ計算ヲ為ス基セトシテ子カ使  
用セシ報告(収税官ノ報告ナリ)ハ茅九月三十日マテニ達セルモノカ

答 然リ其ノ余三ヶ月間即十月ヨリ以後ノ分ハ則チ概算ニ係  
ル

第五 問 余ハ千八百七十六年同金銀塊産出ノ惣額ヲ表示セ

ルコムストロク鑛山ノ一報告昏ヲ所有セリ其惣額ハ則三千七  
百万弗ニシテ内千七百十万弗ハ金ニテ残り千九百九十万弗ハ  
銀ナリ此ノ概算ハウアレシケイン氏自ラ其算數ノ確實ナルヲ  
ヲ証センカ為ノニ近頃得タルモノナリ儲右ノ一ヶ年間銀ノ産  
出高ハ千九百九十万弗ナリト表示セル一昏ト一ヶ年ノ内只三  
季ノミニテ(一月ヨリ九月三)千九百二十六万三千八百四十五弗ナ  
ルヲ示シタル子カ概算ノ基ヒナル甲号トノ間ノ差違ヲ余ニ分  
解説明スルヲ得ルカ

答 之レ敢テ怪ムニ足ルモノナシ思フニコムストロク鑛脈  
ノ報告昏ナルモノハ収税官ノ報告ニ登記セル惣額二千九百  
六十二万六千六百八十四弗ノ内ニ含ミシ銀ヲ算スルニ余輩  
ガ想定セシヨリ其割合寡ナキナリ余輩カ其割合ヲ概算セシ  
ハ六割五分ナレモ彼レハ五割四分ナルベシ而シテ九月三十



日マテゴーストヨリ産出セシ金銀ノ惣額ハ二千九百六十  
十二万六千六百八十四弗ニシテ残三ヶ月ノ概算ヲ加フ惣計  
三千七百万弗トナルベシ然ラハ則其差ハ只銀塊ノ内ニ含ミ  
シト想定セル金ノ割合多キヨリ生シタルモノナリ

茅六 問 子ハ丙号ノ覺昏ニ於テ去一年間コムスト  
ヨリ産出セシ金及ヒ銀ノ割合ヲ概算セシハ千八百六十九年ヨ  
リ同七十三年マテ五ヶ年間該鑛脈ヨリ子ノ手ヲ経行セシ金銀  
塊六千万弗ナリシニ付子カ實際ノ觀察ヲ以テ此ノ概算ヲ為セ  
リト言ハレタリ果シテ然ルヤ

答 貴問ノ如シ

茅七 問 余ハ今子ニ向ハント欲スルコトアリ子ガコムスト  
ク鑛脈ヨリ得タル報知ナルモノハ其産出セシ金ト銀トノ割合  
千八百六十九年ヨリ同七十三年マテ五ヶ年間ノ平均高ト他ノ

五ヶ年間ノ平均高トニ差異アルヲ察見セシコトアリシカ

答 思ニ差異アルベシ此レ余輩カ精細ナル算用ヲ為ヌヲ得  
サル所以ナリ只余輩ハ去五六年間ノ経験ヲ以テ此ノ結局ヲ  
得タルノミ且余輩近年ニ至リテハ絶テ金銀塊ヲ取扱ヒタル  
コトナシ故ニ決シテ精確真正ナル概算ヲ為ヌヲ得サルナリ  
茅八 問 右ノ時限ニ於ケル割合ト当時ノ割合トノ差異ニ関  
シ子ハ知ル所アルカ

答 余輩ハ之ヲ知ラス思フニ其割合ハ大概一様ニシテ甚シ  
キ変化ナカルベシ如何トナレハ一ノ鑛山ニ於テハ其産出大  
ニ増加スレバ他ノ鑛山ニ於テハ大ニ減少スル所アリ

茅九 問 子カ千八百七十六年三月十七日付ヲ以テロツス千  
ヤイルド、エドワンス氏ニ宛テ銀ノ下落ニ関セル巴カ門委員

蔵  
首



報告ノ追加第七十四葉ニ刊行セラレタル乙号ノ一書ニ銀ノ産  
出高四千万弗ナリト云ヘル一項アリ右ハ千八百七十五年ニ属  
スルカ抑モ又千八百七十六年ノナナルカ

答 千八百七十六年ノナナリ

茅十 問 然ラハ千八百七十六一ケ年ノナナ其年ノ三月ニ概  
算セシモノカ

答 貴問ノ如シ

茅十一 問 曩ニ子ヨリ余ニ渡サレタル四千〇六十五万四千  
四百九十四弗ノ惣額ナル甲号ノ概算ハ即チ八百七十六年ニ関  
セルモノヲ後日調製シタリシカ

答 此レ余輩カカノ及夫ケノ考按ヲ得テ千八百七十六年ニ  
関セルモノヲ後日ニ調製セシ一昏ナリ但シ九月三十日マテ  
ハ實際ノナナルニ其以後三ヶ月間ハ概算ニ係レリ故ニ其昏

八

申差異アルモノハ只金ト銀トノ割合ニ差異アルノミ

茅十二 問 然ラハ甲号ノ概算ハ子カ同年ノ三月ニ於テ調製  
シ今現ニ巴カ門委負ノ報告昏中ニ刊行セラレシ概算昏ノ同時  
限ヲ包括セルモノカ

答 然リ

茅十三 問 此ノ甲号ノ概算昏ニ於テ子ハチツタハ、コロラ  
ド、イダホ、モンタナ及アリゾナノ各地方ヨリ産出セル銀ハ  
一千万弗ナリト概算セリ右ハ如何ナル本源ヨリ此ノ概算一千  
弗ヲ得タルカ

答 余ハ各種ノ本源ヨリ此ノ概算ヲ得タリ例之ハ香港ニ  
於ケル各銀行主ノ如キハ常ニ余ニ報知スルニ新約克ノ市場  
ハ輸送セラレシ銀ハ幾千ナルヲ以テス余ハ又特別遞送官吏  
其他諸方ヨリ各種ノ報知ヲ得タリ商人ノ如キハ常ニ眼ヲ金

歳 首



銀ノ山入ニ注キ其大概ヲ知ラシトテ希望スルモノナレハナ  
リ

茅十四 問 果シテ然ラハ子ハ一ヶ所ノ報告ヲ以テ之ヲ他所  
ノ報告ト比較シ其正否ハ子が自ら判定セシモノト想像セザル  
ヲ得ス

答 貴問ノ如シ余輩ハ自ら其正否ヲ判定シタルナリ

茅十五 問 子ハ丙号ノ覺昏ニ於テ子バダ<sup>ダ</sup>列外ノ各州各地ヨ  
リ産出ニ関セル概算ハヴアレシチイ<sup>イ</sup>氏ガル子ツト氏及其他  
ノ私報ヨリ得シトテ記載セリ真ニ然ルヤ

答 貴問ノ如シ

茅十六 問 如何ナル機會アリテガル子ツト氏ハ子バダ<sup>ダ</sup>列外  
各州各地ノ産出高ヲ得タリシヤ

答 余輩ハ其報告ノ何レヨリ得タルヲ知ラズ

茅十七 問 ガル子ツト氏ハ貴金屬ノ輻輳流通セル要路ノ一  
會社ヲ擔任セル人ナルカ

答 同氏ハ昨年マテ桑港<sup>サンポウ</sup>精鍊局ノ頭取ナリシヲ以テ大ニ當  
回ノ金銀買賣ニ関涉セシ人ナリ

茅十八 問 ガル子ツト氏ハ當時モ尚ホ以前ノ職掌アルカ

答 當時ハ然ラス然レ氏氏ハ當時尚ホ統計表ヲ編製スルヲ  
廢止セガルヘシ且氏ガ現ニ關係スル<sup>ル</sup>モ亦以前ノ職掌ト大  
同小異ナルカ如シ

茅十九 問 子ハガル子ツト氏ガ嘗テ金銀ノ輻輳流通スル一  
會社ノ事務ヲ擔任セシキノ如ク當時モ尚ホ確實ナル概算ヲ為  
スヘキ機會アリト思量スルカ

答 貴問ノ如シ

茅二十 問 右ノ理由アルヲ以テ子ハガル子ツト氏ガ子バダ<sup>ダ</sup>



州外ノ各別各地ヨリ産出セル高ハ一千万弗一リトノ概算ヲ依  
信セシク

答 然リ十分ニ信ヲ置キタルナリ且其概算ハヴアレシテイ  
シ氏ノ報告ニテ大ニ確實ノモノトナレリ若シ彼レ是レヲ考  
考セハ此ノ概算ニ差異アルハ實ニ僅少ナルナリ之レノミナ  
ラス余ハ他ノ地方ヨリ「新約克」ニ入りタル銀ノ惣額ヲ得タリ  
倫敦ヨリ余ニ「昏簡」ヲ寄贈セルモノアリ曰「銀塊若干並米利加  
ヨリ巴里又ハ倫敦ニ到着セリ此ノ銀塊ハ何レノ地方ヨリ産  
出セルモノカ」余ハ此ノ「昏簡」ヲ得タルヲ以テ之ヲ討究セシ  
ニ果シテ「子バダ」州ヨリ来リシモノニ非ス如何トナレバ其銀  
塊ノ當ニ「当市場」ニ入りタルヲナケレハナリ「子バダ」州ヨリ来  
リシニアラズ又「子バダ」州ノ「コムストーク」ヨリ来リシニモ非  
ラスレテ「新約克」ニ入り次ヒテ「英國」ノ市場ニ行キタリ故ニ「子

バダ」州外各地方ノ産出一千万弗ハ蓋シ確實ナルカ如シ素ヨ  
リ概算ナルモノハ臆側ノ業ナレハ余輩ハ精細ナル算數ヲ擧  
クルト能ハス

第二十一 問 今子が陳述セシ如ク「子バダ」州ニ於テ産スル銀  
ハ惣テ「当市場」ニ来ルトスルカ

答 大概「当市場」ニ来ラザルハナシ若シ或ハ「当市場」ニ来ラズ  
氏「当市場」中「金銀」ノ要路ヲ壟行シ各銀行主及各商人ノ管轄ヲ  
受ケザルハナシ故ニ余ハ之レニ付キ頗ルヨク之ヲ知レリ加  
之ナラス「鑛山」ヨリ直カニ東方ヘ向ケ輸出スルキニ於テスラ  
之ヲ知ルニ難カラス

第二十二 問 子ハ千八百七十六年ヲ除キ他ノ年ニ向テ合衆  
國ニ産出セル銀ノ概算ヲ為シタル「ア」リシヤ千八百七十五年  
同七十四年「フ」ハ七十二年ノ如キハ如何



答 甚々不手際ナル仕方ナレト大抵年末、於テ年々概算セ  
ザハナク常ニ其終尾ニ於テ一言ヲ加ヘリ例ヘバ本年金銀  
塊ノ産出高ハ何程ナリト余輩ハ自己ノ統計表ヨリ其ノ概算  
ヲ為セシカ或ハウエルス、フアルゴ社中ノ統計表ヨリ其ノ概  
算ヲ為セシカ又ハ其他ヨリ之ヲ編製セシカテ暗記セス且余  
輩ハ極メテ精密ナル算数ヲ擧ケザリシ如何トナレハ其概算  
ハ格段ノ目的ナケレハナリ只銀ニ関セル疑問ノ興發セシヨ  
リ以來此ノ概算ハ甚々緊要ノ事業トナレリ此レニ際シロツ  
スチヤイルド、エンド、ソンス氏ヨリ余ニ電報シテ向フ所アリ  
故ニ余ハ之ニ答フルニ子ノ電報ニ報答ス云々ノ文ヲ以テセ  
リ如可トナレハロツスチヤイルド氏ハ余ニ寄贈セシ各面ニ  
我カ政府ハ銀ノ概算ヲ受取ラントテ渴望セリ云々ノ語アリ  
此ニ於テ乎余輩ハ其事務ニ着手シタルナリ

第二十三 問 子が千八百七十六年以前ニ係ル概算ヲ為セシ  
キハ尚ホ七十六年ト同一ノ方法ヲ用ヒ定税官ノ報告ヲ基ヒト  
シテ之ヲ編製シタリシカ

答 貴問ノ如シ

第二十四 問 然ラハ子ハ前年中度々概算ヲ為セシ毎ニ常ニ  
定税官ノ報告ヲ基ヒトシテ之ヲ編製シタリシカ

答 半ハ定税官ノ報告各ニ依リ半ハ遠隔セル各地方鑛山ノ  
報告各ニ依リタリ、バイオチ地方ノ如キハ余輩其鑛山會社ノ  
首長ニ懇親ナルヲ以テ本年ノ産出高ハ何程ナルヤテ彼レニ  
質問セシニ彼ハ其確實ナル算数ヲ擧ケ一ヶ月十二万弗ナリ  
ト報答シタリキ

ロイヤリティ「エリ」各所ノ如キハ毎月ノ産出高ハ必ス十又  
ハ十二万ニ下ラサルバシ此等ハ皆廣大ナル鑛山ニシテ余輩



ハ常ノ定税官ノ報告昏ニ依リシナシ

第二十九 問 子が參觀シタル定税官ノ報告昏ナルモノハ「子バダ」ノ全州ニ関涉セルモノカ抑又「コムストーク」鑛脈アル一國ニノミ関セルモノカ

答 「子バダ」ノ如キハ巨多ノ收税官アリ又数多ノ地方アリ仮令「ハエリ」地方及「バイヤ」地方ノ如キハ各地一人宛ノ收税官アリ

第二十六 問 定税官ノ報告昏ナルモノハ別法ニテ之ヲ計算セルモノカ

答 租税ヲ徴収スルハ素ヨリ別法ナレバナリ

第二十七 問 子が計算ノ基トシテ定税官ノ報告昏ヲ取リシ後「再ヒバ」イヲ及「其他鑛山」ノ所有主若クハ「其取締役等」ニ商議スルハ「子」ハ最初定税官ヨリ得タル概算ニ又各會社ノ報文ヲ

十二

加筆セシカ乃至「各會社」ノ報文ヲ以テ收税官ノ報告昏ト比較スルノ具トナセシカ

答 雙方ノ計算ヲ比較センガタメノミ

第二十八 問 若シ鑛山會社ノ報告ヲ以テ惟ニ比較ノ具トスルハ「子」ハ之ヲ比較スルノ際定税官ノ報告ト鑛山ノ所有主ヨリ子ニ致シタル報文トノ間タニ著シキ差異ヲ察見セシナリシカ

答 余輩ハ只收税官ヨリ報告ヲ得サリシキノミ鑛山會社ノ報文ヲ要求セリ例之ハ「遠隔セル地方」ニテ余輩ノ通信者ヨリ收税官ノ報告昏ヲ得ルニ由シナキキニ於テハ余輩ハ鑛山會社ニ就キ其遠隔セル地方ノ報文ヲ得テ之ヲ收税官ノ報告ニカヘタルナリ

第二十九 問 果シテ然ラハ「子」ハ決シテ一地方ノ報告ヲ二重



ニ纂入レシノ掛念無シト確信セルカ

答 決シテ其掛念ナシ且余輩ハウエルス、フアルゴ社中船載ノ報告ニテゴムストーク嶺山ノ産出高二千九百六十二万六千六百八十四弗ナルハ極テ確實ノ算数タルヲ知ル

第三十 問 子が今説明セル所ノ算数ナルモノハウエルス、フアルゴ社中ノ報告ニ非ス該社ニテ其代理ナルベンデルガスト氏ノ手ヲ歴千八百七十六年間ゴムストーク嶺脈ノ産出高ヲ其鑛山所有主ニ依頼シテ得タリシ算数ナリウエルス、フアルゴ社中ハ其船載ノ報告昏ヲ刊行セシメナシ

答 然ラハ之レヨリ正確ナル者ナシ之ヲ確實ナル報告ト明言スルモ更ニ妨ケナキナリ

第三十一 問 子ハ各種ノ概算ヲ為スニ際シウエルス、フアルゴ社中ニテ曩キニ發行セシ年報ノ助ケヲ得タリシカ

答 或ハ時トシテ其助ヲ得タルコトアレモ常ニ然ルニ非ス該社カ千八百七十六年ノ年報ヲ刊行セシ以前早ク九月ニ於テ其概算ニ着手セシヲ以テ余輩が常ニ其年報ニ依ラテ爾ヲ証スヘシ

第三十二 問 然ラハ三四年前ニ於テモ子ハ全ク右ノ會社エウ社ル中ヲ指スルゴニ依テスレテ概算ヲ為セシカ若クハ該會社ノ年報ニ依リタルカ

答 前年中ハ常ニ該會社ノ年報ニ依頼シ其ノ助ケヲ得タリキ

第三十三 問 若シ万一ウエルス、フアルゴ社中ノ報告一變トテ不正ナルモノトスルハ子ノ概算モ亦變シテ誤謬多キモノトナラズシ

答 否決シテ然ルコトナレ余輩ハガル子トト氏ノ報文ヲ以テ



ウエルス、フアルゴ社中ノ報告ト比較セリ且余輩ハ時々當市  
場ニ来リテ現ニ余輩カ手ヲ経行セル金銀塊ノ惣額ニ依レリ  
例之ヘハ「ベルチエ」(鑛山ノ名)旺盛ノ頃ロニハ其産出スル金  
銀塊ハ大抵余カ手ヲ経行セラルハナシ余輩ハ之ヲ鑛山ヨリ  
直ニ買入ガレト常ニ其金銀塊ヲ管セルガリホルニヤ銀行ヨ  
リ之ヲ買入タリ故ニ余輩ハ該鑛山ノ産出高ニ関シテハ甚正  
確ナル算數ヲ得タリ其他モ亦大概之ニ類セサルハナク千八  
百六十九年ヨリ同七十三年マデ五ヶ年間ニ余輩カ手ヲ経行  
シタル高ハ凡ノ六千万弗ナリシ此ノ時(七年)該鑛山ハ始メテ  
衰頽シ其産出甚タ減少セリ此レ日耳曼戦争ノ後ニ係レリ  
第三十四 問 千八百七十六年以前ニ係ルウエルス、フアルゴ  
社中ノ報文ナルモノハ各鑛山ノ記録ヨリ編製シタルニモ非ス  
又鑛山ニテ直ニ製シタルニモ非ス全ク該州政府ニテ編製セ

シモノナルニ如何シテ子ハ其概算ヲ為スニ際シ譬ヘハ子ノ手  
ヲ歴行シタルニセヨベルチエル其他各鑛山ノ産出高ヲ得テ之  
ヲ助ケトナシタルカ子ハ如何シテ鑛山ヨリ為サ、リシウエ  
ルス、フアルゴ社中ノ報文ト子カ各鑛山ニ依リテ製シタルモノト  
ヲ比較スルヲ得シガ仮令ヘハウエルス、フアルゴ社中ノ概算ニ  
テハ千八百七十六年「バダ州」ノ産出高ハ三千万弗ナリト記載  
セルニ是レ各鑛山ニテ調製セシモノニ非ス然ルニ子若シベル  
チエルノ産出高ハ一千万弗ナルヲ発見スル「アラバ」子ハウエ  
ルス、フアルゴ社中ノ概算ヲ確實ナリトスルカ抑又不正ナリト  
スルカ

答 余輩ハ直ニ余輩ニ渡シ又余輩カ領収シ及余輩ノ手ヲ歴  
行シタル金銀塊ハ何程當精局エ行キタル惣額ハ何程貿易銀  
其他 貨幣鑄造ノ為メニ造幣局エ輸送セラレタル惣額ハ何



程並一各銀行主ヨリ汽船ヲ以テ又ハウエルス、フアルゴ社中  
ノ持使ニテ輸出セシ惣額ハ何程ナルカヲ明知セリ、余輩ハ常  
ニ深ク精練局ヲ経行セシ金額ニ注意シテ之ヲ省ケリ、何トナ  
レハ惣テ支那へ輸出スルモノハ業已ニ精練局ニテ計算セ  
高ナレハ之ヲ二重ニ計算セサルカ為メニ其高ヲ減セザルハ  
ナシ然レテ後此ガ各種ノ算数トウエルス、フアルゴ社中ノ報  
文トヲ比較シテ其算数ノ正不正ヲ判定スルハ敢テ思考ヲ費  
ヤスニ及ハサル、ナリシ是ノ概算ヲ為スハ素ヨリ余輩ハ本  
業ニモアラズ、又本志ニモアラズ、只通常一般ノ報知ヲ奉テ之  
ヲ英國ニ在ル余カ通信者ニ報知セン、ナリテ要セシマデナレバ  
ナリ故ニ實地産出ノ精密ナル算数ヲ奉テ之ヲ報知スルヨリ  
ハ寧ロ省國繁昌ノ景況ヲ報スルヲ多シトス、一ヶ年三千二百  
万弗乃至三千一百万弗ヲ産出スト云ハントスレハ、余輩甚ク

一 般 普 通 ノ 報 知 ヲ 奉 ケ 敢 テ 深 ク 其 原 因 等 ヲ 論 ゼ ズ 例 之 べ 一  
金ノ産出高ハ減少セリト云フ、如キハ高ホ米麥其他通常  
ノ収獲ニ付テ論スルカ如ク、只水等ノ欠乏ニ依ルト云ルノ類  
リ、余輩カ金銀塊ノ産出ニ関シテ論スルハ、毫モ余輩ノ本業ニ  
関涉ナキヲ以テ、精細ナル統計表ヲ作ル、ボノ目的ナクシテ之  
ヲ論スルノミ

第三十五 問 然ラハ則子カ概算ハ孰レモ確實ニシテ誤謬ナ  
シト明言シ能ハザルカ

答 去年統計表ヲ製シテ出スベシト命セラレタルモノヲ除  
キ其餘ハ決シテ精確ノモノニ非ス、實ニ去年統計表ヲ製スル  
ニ付テハ、余カ才力ヲ尽シ精神ヲ勞シテ之ヲ調製セリ

第三十六 問 實地ノ産出高ハ子ノ概算ト相違スル、一ヶ年  
一千万弗ノ多キニ及フ、アリシカ



答 實ニ然ルコトアルヲ免レズ余輩カ概算ヲ了リタル翌日ヨリ  
空ナル一鑛山ノ頓カニ停止スルカ又ハ失火ニテ三ヶ月間  
鑛山ノ工作ヲ妨停セリト仮想セヨ是レ終歲ニ産出スヘキ一  
千万弗ノ高ヲ減スルハ必然ナレバナリ

第三十七 問 抑子ノ概算ナルモノハ常ニ其概算ノ時日ニ先  
タツ豫算ナルカ

答 時トシテ其時限ニ前タテ豫算スルコトアリ而シテ若シ一  
鑛山來年ノ産出高ニ付鄙説如何ヲ尋問セラルコトアレバ余輩  
ハ甚タ龜勉之ヲ考按スルナリ

第三十八 問 余ハ此ノ談話ヲ往時ニ聞シタル甲号ノ如キ報  
文ニノミ限リ廣ク他ニ及ボスヲ要セザルベシ夫ノ甲号ニ於テ  
子カ銀ノ産出高一千万弗ノ概算ト實地産出高トノ間ニ若干ノ  
差異アリシカ

答 金銀ノ割合ヲ誤算スルコトアルニ非レハ決シテ差異アル  
コトナシ

第三十九 問 千八百七十六年同ニ實地銀ノ産出高ト子カ同  
年間ニ向テ概算セシ産出高トノ間タニ少ナク凡幾千ノ差異  
アリトスルカ

答 余輩之ヲ知ラス

第四十 問 其差ハ一千万弗程ナルカ

答 否

第四十一 問 又ハ五百万弗程ナルカ

答 否

第四十二 問 貨幣ノ委員タルヲ以テ余カ受取りタリシ千八  
百七十六年間各鑛山實地産出高ノ報告ヲ以テ試ニ同年間ニ於  
ル子ノ概算高ト比較シテ其所ニ五百万弗ノ差異アリト仮想セ



シニ子ハ之ヲ各鑛山報告ノ不正ニ歸スルカ抑又子カ概算ノ誤  
謬ニ歸スルカ

答 申スマテモナク余輩ハ之ヲ余カ概算ノ誤リニ歸着スヘ  
シ何トナレハ各鑛山ニテハ其実事ヨリ報告ヲ調製シ余輩ハ  
全ク推量ヨリ之ヲ編製セルモノナレハ余輩ハ実事ノ果シテ  
確實ナルニ服従セサル可ラス

第四十四 問 或ハアリト思惟スルカ

答 余輩ハ其無キヲ係シ難シ何ントナレハ余ハ自ラ各鑛山  
會社ノ昏類ヲ調ヘタルニモアラズ亦以前ノ如ク金銀塊ハ余  
輩ノ手ヲ経行セサリシヲ以テ金銀塊ヲ親視シタルニモアラ  
サルナリ

第四十五 問 英國勅定委員報告各追録第七十四葉ニ掲載セ  
ル報文ニ於テ子ハ合衆國ニテ諸工業及各製造ノ為メ消費スル

銀ハ一ヶ年凡六百方弗ノ計算ナリト記載セリ子ハ如何ナル本  
源ヨリ此ノ計算ヲ得タルカ

答 余輩ハ当桑港ニ於テ貴金屬ヲ用ユル製造者ニ質問スル  
ニ合衆國ニテ諸工業及各製造ノ為メ貴金屬ヲ消費スル高ハ  
幾千ノ概算ナルヤヲ以テシ及ヒ其他ノ数人ヨリ得タル報知  
ニテ六百万弗ノ概算ハ頗ル信ヲ置ニ足ルヲ明知シタルナ  
リ

第四十六 問 子ハ今六百万弗ノ概算ハ頗ル信ヲ置クニ足ル  
ヲ明知スト述ヘラレタリ抑子ハ那ノ辺ヨリ信ヲ置ニ足レリト  
スルノ思考ヲ興シ来リシヤ

答 余輩ハ各種ノ人ニ質問シ又高賣ニ關係セル人々ニ質問  
シタリシニ皆異口同音ナリシヲ以テ初メテ信ヲ置クニ足レ  
リト考定シタルナリ



茅四十七 問 子ハ右ノ數人ニ質問セル以前ニ其概算ハ何程ナルヘシト思考セシカ

答 余輩ハ僅ニ四百萬弗許ナルベシト思惟シタリキ

茅四十八 問 子ハ桑港ノ製造者ヲ除キ他ノ本源ヨリ其概算ヲ得タルヲアリシカ

答 余輩ハ仔細ニ之ヲ記臆セス

茅四十九 問 桑港ニ於テ金銀ヲ使用スル製造者ハ如何ナル手術アリテ合衆國ノ諸工業各製造者ニ消靡スル銀ノ惣額ニ付其概算ヲ得テ之ヲ子ニ致セシヤ

答 製造者タルモノハ國內ニテ製造シタル物品ノ高ハ何程ニテ其價額ハ何程ナルヤヲ知ラカルハナシ此レ猶余輩カ彼ノ高社ニテハ何程高賣ヲ營ミ此ノ會社ニテハ幾千ノ取引ヲ為スヲ明知スルト同一ノ理ナリ當港ニ於テ銀ヲ使用スル製

造者ハホストン乃至新約克ニ於ル一製造者ガ一ヶ年間凡幾千ノ銀器ヲ製出シ其手間ト仕事ニテ何程ノ價格アルヤヲ明知セザルハナシ故ニ此ノ概算ニ付テモ極メテ正確ナル計算ヲ為スヲ得タルナリ

茅五十 問 子ハ鈹銀細工ノ製造人ノミニ高量セシカ又冒銀細工ノ製造人モ高量シタリシカ

答 余輩今遠ニ想ヒ起ス能ハス

茅五十一 問 子ハ桑港ニ於テ冒銀細工人ニ懇親ナルモノアルカ

答 知ルモノナシ

茅五十二 問 子ハ扣鈕裝飾銃砲軍人裝飾寺院諸器具袂時計ノ箱電脂蓋眼鏡銀箔銀糸組物又ハ寫真用諸具ボノ各製造者ノ内ハ高量セルモノアリシカ



答 否

第五十三 問 然ラハ余ハ子ニ問ハントス右各種ノ匠工ハ孰  
レモ其作工ニ於テ銀ヲ使用スルモノナリ然ルニ子ハ寧テ之レ  
等ノ匠工ト商量セザルハ子カ此ノ旨趣ニ関セル報告ハ十分  
ナラサル報告ナリト言ハザルヲ得ス尚子ハ之ヲ然リトセザル  
カ

答 余輩之ヲ知ラズ余輩ハ只桑港ニ於テ銀器製造者ニ質問  
シタルノミ

第五十四 問 華盛頓千八百七十六年十月二十日ノ日付ニテ  
同年六月三十日ニ終ル前決算年間造幣局首長ノ報告書第ハ葉  
ニ於テ各製造者ノ使用消費セシ銀ノ概算ハ一ヶ年惣計三百万  
弗ナルヲ見ル子ハ此ノ報文ト子カ自家ノ概算トノ間ニ起ル差  
異ヲ余ニ分解スルヲ得ルカ

答 否余輩之ヲ辨スルヲ得ス恐クハ余輩悉シキ報知ヲ得シ  
ナラン思フニドクトル士<sup>博</sup>リンデルマン氏ハ依信スベキ報告  
ヲ所持セシナルベシ

第五十五 問 曩ニ貨幣委員ハ金銀ノ消費高ヲ知ラントスル  
ノ目的ヲ以テ当國ノ諸工業各製造ニテ金銀ヲ使用消費スル者  
ヘ宛テ一通ノ回文ヲ發送シ而シテ此ノ回文ニ對スル答答ハ該  
委員ヘ向ケて發送セラレシ<sup>ト</sup>ヲ希望セリ故ニ該委員ハ此ノ旨趣  
ニ関シ全備シタル報告ヲ有スルモノナリ今余ハ子ニ問ハシ<sup>ト</sup>  
ヲ要スモシ右ノ如クシテ得タル報告ヲ計算スルニ當國ニ於テ  
諸工業ノ為メ消費セシ銀ハ子カ概算ノ六百万弗ニ非スシテ一  
ヶ年一千二百万弗ノ惣額ナル<sup>ト</sup>ヲ察見セハ子ハ子ノ概算ヲ以  
テ實ニ誤謬アルモノト思考スルカ

答 實ニ然リ何時ヲ論セス余輩カ概算ニ反對セル實事ヲ察

歳 首



見スルハ余輩ハ常ニ自ラ其誤謬ナルニ服スヘシ何トナレ  
バ余輩ノ概算ハ只得タル夫ケノ報知ニ止マリ且余輩ノ之ヲ  
編製セシヤ繁劇ノ際書簡ヲ贈リテ余輩ノ考按ヲ改正スルボ  
ノ餘暇ナク僅ニ二十四時間ヲ以テ之ヲ製了シタルハナリ  
茅五十六 問 然ラハ則余ハ亦子ニ問フベキコトアリ合衆國ニ  
於テ一ヶ年工業製造ニ消費スル銀ノ高ニ付子カ概算ノ誤リハ  
六百万弗ノ多額ニ及フベシトスルカ

答 余輩ハ斯クマテニ多額ナリトハ思惟セス然レモ余輩ハ  
之ヲ穿鑿討究スベキ考按ナシ余輩ハ只製造ボノ為メ銀ノ消  
靡高ニ関スル報知ヲ得其可否ヲ知ルコトナク其僣之ヲ掲載シ  
タルマダナリ但シ余輩ハ各種ノ本源ヨリ其報知ヲ得タレハ  
之ヲ正確ノモノト見做セバ銀ヲ使用スル製造ノ枝葉マテ遺  
漏ナク悉ク穿鑿セシニ非ラサルナリ

茅五十七 問 實際ハ高ト子ノ概算トノ間タニ六百万弗ノ差ア  
ルヤ否ヤニ関セル余カ前条ノ疑問ニ於テ子ハ斯クマテ多額ナ  
リトハ思惟セスト云ハレタリ何故ニ子ハ合衆國ニ於テ諸工業  
各製造ニ消費スル高ハ仮令ハ子カ概算ノ一倍ニ及フコトアリト  
思惟セザルカ

答 余輩ノ思考ニ拠レハ銀ニテ一弗ノ價值アルモノ之ヲ製  
造シテ其恣ヲ一変スルハ三弗乃至四弗ノ價值トナル而ル  
ニ合衆國ニ於テ製造セル銀器ノ商賣高ハ一ヶ年二千四百万  
弗即六百万弗ノ四倍ノ巨額ニ及ヘリトハ思惟セス一弗ノ地金ニ若干  
ノ労力ヲ加フレハ其價必ス三四倍ヲ益スモノナリ故ニ余輩  
ハ合衆國ニ於テ銀器製造者ノ商賣ハ一ヶ年二千四百万弗ノ  
巨額ニ及ベリトハ思惟セザルナリ

茅五十八 問 試ニ貨幣委員ガ所有スル報告書ニ拠レハ合衆



回ニ於テ諸工業各製造ノ為メ消費セル銀ノ高ハ一ヶ年一百万  
弗ニ超過セザリシト仮定セヨ子ハ子ノ概算ヲ以テ此ノ報告昏  
ヨリ正確ナリトスルカ抑又此ノ報告昏ヲ以テ子ノ概算ヨリ正  
確ナリト思惟スルカ

答 余輩ハ毎ニ言フ余輩ノ概算ハ只各種ノ報知ヨリ調製セ  
リ然レ其報知ハ誤謬アルヲ免レズ故ニ余輩ハ決シテ其報  
知ノ正確ナルヲ保証スル能ハス

茅五十九 問 若シ合衆國ニ於テ諸工業ノ為メ消費スル銀ノ  
高ハ一ヶ年一百万弗ニ超過セザルヲ發見セバ子ハ深ク之レヲ  
異トスルカ

答 若シ果シテ然ラハ余輩ハ深ク之ヲ異トセザルヲ得ズ  
茅六十 問 如何ナル理由アリ子ハ深ク之ヲ異トスルカ  
答 製造セシ銀器ノ高賣高一ヶ年二千四百万弗ノ巨額ニ及

ハサルヘシト余輩カ思考セシ同一ノ理由アリテ假レハ巨額  
ニ過キ此レハ小額ニ過キタリ余輩ハ其消費ノ頗ル大ニシテ  
零散ニ非ザルヲ知ル何トナレバ中等會社ニ於テスラ毎戸銀  
器ヲ使用セザルハナク或ハ銀製ノ酒盞小刀ノ類ヲ買ヒ或ハ  
小兒ノ玩具物トナス當國ニ於テハ貧窮ナル下等社會ノ中ニ  
テモ時トシテハ銀器ヲ見ルニ非ラスマ

茅六十一 問 子ハ桑菴ニ於ケル銀器製造者ヨリ子ニ致シタ  
ル報文ヲ受取リタル日ニ際シ當國毎戸ニテ幾千ノ銀器ヲ所有  
スベシト豫子テ子カ思惟セシ自家ノ認識ニテ助ケラレタル  
アリシカ

答 余輩ハ只諸方ヨリ受取リタル報知ニヨリ其助ケヲ得タ  
ルノミ余輩ハ其報知ヲ得ンヲ要シテ之ヲ得タレ其旨趣  
ニ付テハ毫末モ私説ヲ加ヘシヲナシ



第六十二 問 然らば則子ノ説ハ斯ノ如ナルニ似たり曰子ハ  
省全国毎戸使用スル銀ノ高ニ付子ノ認識ニテ子ノ決断ヲ為ス  
ニ於テ大ニ助ケラレシ所アルナリ

答 然り余輩カ應フル所ハ則實ニ其所ニアルナリ余輩カ得  
タル報知ハ正確ナルヘシト信セシヨリ益々余決断ヲ確カニ  
セリ余輩カ今茲ニ論スル英國勅定委員ノ報告書第七十四葉  
ニ刊行セラレタル昏翰ヲ昏キシキ持リ銀ノミナラス金ト銀  
トヲ併セ論セシカ今之ヲ暗記セズ又六百万弗ノ高ハ特ニ銀  
ノミニ関スルカ又ハ金ト銀トノ雙方ニ関スルカ今之ヲ明言  
即答スル能ハザルナリ

第六十三 問 英國勅定委員ノ報告書第七十四葉ニ刊行セラレ  
シ昏簡即テ子ヨリ倫敦ノロツステヤイルド、エンド、ソンス氏へ  
宛テタルモノハ私通ノ昏簡ナルカ抑又ハ刊行セントスルノ志

念アリシカ

答 余輩詳カニ之ヲ記憶セス思フニ當時余輩ハ一ノ電報ヲ  
ロツステヤイルド氏ヨリ得タリ其文ニ云ヘルアリ我カ政府  
ハ貴國ニ於テ貴金屬ノ産出高ヲ知ラシメテ渴望セリ諸之ヲ  
電報セヨ云々此ノ他モ亦同一ノ旨趣ニ関セルモノナリ然  
レ氏余輩カ嘗テ寄贈セル昏簡ノ刊行ニ附セラレベシトハ夢  
ニタモ思ハス全ク私通ノ昏簡ヲ往復スルノ意思ナリキ  
第六十四 問 當時子ハ其昏簡ノ刊行セラレベシトハ思考セ  
ガリシカ

答 然り最前閣下ヨリ余輩ニ示サレタル報告書中ニ余輩カ  
昏簡ノ刊行セラレタルニハ大ニ驚愕シタリ  
第六十五 問 子ハ以前ニ該昏簡ノ出版セラレタルモノヲ見  
タルヲナキカ



答 一度モ見タルナシ

第六十六 問 子ハ該昏簡ノ刊行セラレテ勅定委負報告昏ノ一部トナリタルヲ知ラザリシカ

答 之ヲ知ラザリシ

第六十七 問 此ノ旨趣（全銀産出高ノ概算ヲ云フ）ニ関スル子私通昏簡ノ内ニ刊行ノ為メニ昏キ綴リタルモノアリシ

答 決シテ之レナシ

第六十八 問 今余カ此ノ旨趣ニ関セル昏簡ト云ヒタルハ則前年中ノ産出高ニ関セル子ノ概算ヲ載セタル昏簡ヲ指スナリ

答 決シテ然ルナシ然レモ時トシテハ余輩ノ昏簡又ハ昏簡ノ一部分ノ刊行セラレタルヲ見ルニ驚クアリシ

第六十九 問 千六百七十六年ノ産出高ニ付子ノ概算ヲ倫敦ノロツストナヤイルド、エンド、ソンス氏へ寄贈シ又ハ電報スルニ於テ子ハ弗ヲ以テセシカ又ハ英貨ノ磅ヲ以テセシカ

答 余輩ハ弗ニテ之ヲ報告セリ

第七十 問 其報告ヲ為スニ於テ子ノ指セシモノハ如何ナル弗ナリシヤ銀弗ナリシカ又ハ金弗ナリシカ

答 余輩ハ純金一オンスヲ一弗、二九二九ニテ算用シタルモノト弗ヲ見做シタルナリ

第七十一 問 然ラハ子ハ如斯キ弗ニテ其報告ヲ編製セシニ千八百七十六年ノ産出高ハ金四千万弗ニシテ銀ハ凡其同高ナリシハ子ハ如何シテ正ク銀ノ四千万弗ト金ノ四千万弗ヲ合算シ得タルカ

答 金塊ニテハ其実價ヲ取り銀塊ニテハ造幣局ノ鑿記アル

大 鑿 記



價ヲ取り其惣額ハ四千万弗トナリモナリ但シ銀一オンスハ  
一井、二九二九ノ價アルモノト定メタルナリ

茅七十二 問 然ラバ子ハ正ク銀井ノ惣額ヲ以テ金弗ノ惣額  
ニ加算スルヲ得ザリシナリ

答 兩弗相合算スヘキモノニ非ス全ク同種異質ノモノナレ  
バナリ

茅七十三 問 若シ兩弗相異ナルモノナラバ子ハ何故ニ銀ノ  
四千万弗ヲ以テ金ノ四千万弗ニ合算セシカ

答 金銀ノ相場ハ素ヨリ異ナレバ弗トシテハ一様ノモノナ  
リ

茅七十四 問 子ハ合衆国ニ於テ金ノ産出高ハ四千万弗ニテ  
銀ノ産出高モ亦四千万弗ナルヲテ検出セシト仮定セヨ然ルハ  
子ハ正ク此ノ一ノ高ヲ以テ他ノ高ニ合算スルヲ得ルカ

答 十分ニ之ヲ合算スルヲ得ヘシ

茅七十五 問 金ノ四千万弗ト銀ノ四千万弗トヲ論述スルハ  
子ハ雙方共同単位即チ弗ノ同種類ニテ之ヲ論述スルカ

答 然リ

茅七十六 問 銀塊一井、二九二九一オンスノ鑿記アルモノ  
ハ金一弗ヲ表スルカ

答 當時回法ニテ同價ト定メタリ

茅七十七 問 尙ホ金一弗ヲ表スルカ

答 高賣上ニテハ金一弗ヲ表セス然レモ當時法律上ニテハ  
金一弗ヲ表シ且幣ニ計算ノ基ヒタリシナリ

茅七十八 問 子ハ千八百七十六年ノ産出高ヲ概算セシキ金  
ハ四千万ニシテ銀ハ凡其同高ナリト云ヘリ凡其同高トハ如何  
ナル意味ナリシヤ



答 余輩ハ銀モ亦々四千万弗ナリト想定セシナリ  
第七十九 問 其ハ金弗ナルカ又ハ銀弗ナルカ

答 當時金弗ト銀弗ノ間タニ差異アラサリシナリ  
第八十 問 千八百七十六年ニ於テハ金銀ノ間タニ差異ナカ  
リシカ

答 余輩カ高賣上ニ於テ常ニ用ユル通語ニテハ金弗ト銀弗  
ノ間タニ差異ナシ銀一オンヌハ法律上ニテ金一弗二九二九  
ヲ表ス之ヲ再説セハ銀四千万弗ト唱ヘズシテ一オンヌ一、二  
九二九ノ價格アル銀幾千オンヌト云フニ其計算ハ一ニ唱者  
ス故ニ余輩カ一オンヌト唱フキハ即チ毎オンヌ一弗二九二  
九ノ價格アルナリ

第八十一 問 若シ千八百七十六年ニ産出セル銀ノ概算ハ金  
弗ニシテ四千万弗ノ價格アリト仮想セハ其高ハ何程ナルカ同

高ナルカ又ハ増減アルカ

答 余輩ハ其時ノ銀相場ハ何程ナリシヲ記憶セズ

第八十二 問 彼ハ同高ナリシヤ又ハ増減アリシカ

答 割引アルヲ思考セハ蓋シ減少セシナルベシ然レモ當時  
此レノミニテハ明瞭ニ分解シ難キモノアリ故ニ余輩ハ  
又ハ世上普通ノ價格即一弗二九二九ニテ其精細ナル高ヲ  
示ササル可ラズ但シ銀相庭ハ五分ノ打歩ナルカ或ハ二割ノ  
割引ナルカ余輩之ヲ豫定スル能ハサリシナリ

第八十三 問 合衆國造幣局ハ銀一弗二九二九一オンヌ  
ノ鑿記ヲ打ツカ

答 然リ

第八十四 問 金弗ニテ銀ノ價格ヲ定メタルハ是レカ爲メ  
カ



答 然リ而レ此レ市上ノ相庭ニアラザルナリ

茅八十五 問 銀ノ一オシスハ何故ニ一弗、二九二九ニ於テ鑿  
記ヲ打チタル理由ヲ余ニ教示スルヲ得ルカ

答 此レ則レ旧造幣局ノ價格ナリ

茅八十六 問 造幣局ハ當時尙ホ此ノ法ニテ仕拂ヲ為スカ

答 余輩之ヲ知ラス

茅八十七 問 以前ニハ之レニテ仕拂タリシカ

答 然リ且又造幣局ハ此割合ノ外ニ四分ノ打分ヲ拂ヒタ

リ

茅八十八 問 餘分ノ打分ノ拂フナラバ何故ニ右ノ割合ニテ

鑿記ヲ打タリシカ

答 閣下請フ之ヲ合衆國ノ法律ト造幣規則ニ質スヘシ

茅八十九 問 子ハ造幣局ガ何故ニ銀一弗、二九二九ハ一オシ

スノ鑿記ヲ打ツノ理由ヲ余ニ明示スルマデニ之ヲ討察セザリ  
シカ

答 余輩ハ其合衆國ノ法律タリシヲ知ル

ガシスル 拝答



貨幣委員ノ惣長ヨリ各鑛山會社ノ社長ハ寄贈セシ

書簡

一簡拜啓致シ候然ハ合衆國議事院ハ其總會ニ於テ銀ノ産出及  
之レニ関係セル論議ヲ講究センカ為メニ精撰委員ヲ設ケ未一  
千八百七十七年第一月十五日マデニ其報告各ヲ差シ出スベ  
旨ヲ委任スルコトニ決議セリ  
右ノ決議ニヨリ該委員ハ呼レテ其面前ニ參集シタルモノニハ  
口ヅカラ質問シ其他國內遠隔ノ地及歐羅巴ノ如キハ通信者ノ  
手ヲ歷テ検査ヲ為シタリ  
該委員ハ又諸帳簿報告書諸書附諸證據ノ類苟モ各自ニ委託セ  
ラレタル論議ニ関シ參考トナルベキモノハ悉ク之ヲ調査セザ  
ルハナク最早報告各ヲ編製スルニ前ダテハ只合衆國ニ於テ貴  
金屬ノ産出ニ関係セル実事殊ニコムストロク鑛脈ノ産出ニ係

六  
鑛  
脈  
ノ  
産  
出  
ニ  
係



ルモノヲ穿鑿スルノミニテ其他ノ事務ハ殆ト結了シテ亦為ス  
ベキヲ無キマデニ進捗セリ

景況斯ノ如キヲ以テ右実事ノ甚不明了ナルヤ實ニ甚シク右同  
旨趣ニ関シ曩日ニ英國ニ於テ集會討論セル勅定委員モ遂ニ其  
委任セラレタル計策書ト報告書ノ差異ヲ一決シ難キヲ察見セ  
リ之ヲ再説セバ當國ニ於ケル銀ノ産出高ニ関シテハ終ニ満足  
スベキ結局ニ達スルヲ得スジテ止ミタリ

右ノ実事ヲ討究スルノ今日ニ緊急ナルハ他ナシ到底之ヲ十  
分ニ討究穿鑿シテ餘蘊ナキニ至ラザレバ則委員ニ付托セラレ  
タル大切ノ論議即貨幣ハ再ヒ合衆國ノ制限ナキ合法貨幣ノ一  
部トナルベキカ又ハ一部トナラザルカニ関セル論議ヲ一定判  
決スルハ甚タ困難ノヲタルヲ免レズ其今日ニ緊急ナルヤ如  
此

加之ナラス右ハ當國ニ取り甚タ緊要ナル論議ニシテ若人ガ後  
未ノ工業及高賣上ノ開否ハ皆是ノ論議ノ下ニ伏藏シ殊ニ太平  
洋沿岸ノ各州各地ニ取りテハ尤ニ後未ノ盛衰ニ関スルノ論議  
ニテ亦他ニ此類スベキモノナシト云フ所恐クハ虚言ニ非サル  
ナリ

サテ又委員ニ委託セラレタル討究ノ事務ハ其包括スル所甚タ  
廣ク且時日限リアルヲ以テ遂ニ今日ニ至リテハ多人數ニテ大  
平洋ノ海岸ヲ巡回スヘキ元來ノ見込ヲ実行スルノ餘日ナキニ  
至レリ且又議事院ノ開場迄々切迫セルヲ以テ該委員ノ内草盛  
頓ノ議負ハ親ラ之ニ出席セザルヲ得ス

右ノ事情アルヲ以テ今般更ニ緊要ノ考案ヲ蒐集スルノ事務ヲ  
該委員ノ統計學上、旧合衆國統計局長アレキサンドルデルマル  
氏ニ委託スルヲ決定セリ



申スマデモナクテルマル氏ハ妙ニ其経験ト綿密ノ討究ニヨリ  
テ都合ヨク石ノ事務ヲ成就スルニ恰好セリ且ツ氏カ一箇ノ注  
意家タルハ世人ノ挙テ許ス所ニシテ改羅巴ニ於テモ亦該職務  
上ニ於テ名譽ヲ得タル人ナリ

テルマル氏ヲシテ諸鑛山會社ノ帳簿ヲ調査シ苟モ産出ニ関ス  
ルモノハ精粗トナク皆氏ノ手ニ入ラシムルハ氏ノ職務ヲシテ  
充分ノ成績アラシムルニ緊要タリ之ヲ要スルニ同氏カ注意ノ  
貴キハ重ニ子ヨリ同氏ニ付共セラル可キ報知ノ充分ナル事之  
レ依レリ

余輩ハ切ニ該委員ノ為メニ子ノ丁寧ニシテ勉強ナル補佐ヲ要  
スベキトテ同氏ニ薦挙セリ蓋シ右ノ旨趣ニ関シ子ノ暗知セル  
モノト子ノ指揮ニ依テ依信スベキ報知ヲ得幸ニ之ヲテルマル  
氏ニ教スアラハ豈獨リ銀産出地方ノ幸福ノミナラシヤ之ヲ小

ニシテ合衆全国之ヲ大ニシテハ萬國ニ取り甚ク有益ナル報告  
書ヲ纂輯スベキハ余輩カ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ

余ハ太平洋海岸諸別ノ内他ノ重立タル各鑛山ニ関係セル諸人  
ハモ此レニ類似セル一書ヲ寄贈シタリ

テルマル氏ヨリ質問討究スベキケ余左ノ如シ  
茅一 鑛山ノ沿革

茅二 鑛山ノ區域雛形及其營業ニ使用スル器械ノ用法  
茅三 何レノ地方ヨリ鑛ヲ掘出セシカ又現ニ掘出ス地方ハ何  
レナルカ

茅四 鑛ノ運出ニ使用スル櫃ノ負數

茅五 櫃ノ形状長幅及ヒ深サ

茅六 鑛ノ出ル鑛穴ノ深サ

茅七 鑛ヲ穿テタル立方積及掘り出シタル鑛ノ噸數



第八 各鑛ヨリ掘出ス金及銀ノ價格

第九 鑛山會社ノ帳簿ニ記載セル通り當時各鑛山ヨリ金及銀ノ產出高

第十 各鑛山ニ於テ鑛底ノ工業ニ関スル現況

第十一 鑛山ノ沿革現今ノ營業及ヒ後未開採スベキ見込ヲ徴スルニ足ルベキ諸件

千八百七十六年十二月二日

新約克ニ於テ

合衆回貨幣委員總長

ジョン・ビー・ジョンズ

世界金銀ノ產出

亞米利加洲聲明以來當時ニ至ルマテ西洋各國ニ於テ金

銀產出ノ要略記

次ニ登記スル第一表ハ千四百九十二年ヨリ千八百年マテ亞米

利加洲ニ產出シタル金ト銀トノ概算ヲ別々ニ示シタルナリ

第二表ハ千八百零一年ヨリ當時ニ至ルマテ年々西洋各國亞米利加

改羅巴及ヒ亞非ニ於テ產出シタル銀ノ概算ヲ示シタル

ナリ

第三表モ亦千八百零一年ヨリ當時ニ至ルマテ年々西洋各國ニ

於テ產出シタル金ノ概算ヲ示シタルナリ

第一表ハ重ニ十數ノ年度ヲ追ヒ亞米利加洲聲明以來第十  
八百紀ノ初年マテ同洲ノ各鑛山ヨリ產出シタル金銀平均

大藏省







年限

金

銀

千四百九十二年ヨリ	千五百四十九年ヨリ	一七、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
千五百四十六年ヨリ	千五百五十九年ヨリ	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
千五百五十六年ヨリ	千五百七十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇
千五百七十年ヨリ	千五百八十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
千五百八十年ヨリ	千五百九十九年ヨリ	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
千五百九十九年ヨリ	千六百年ヨリ	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
千六百一年ヨリ	千六百十年ヨリ	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇
千六百十年ヨリ	千六百二十年ヨリ	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇
千六百二十年ヨリ	千六百三十年ヨリ	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百三十年ヨリ	千六百四十年ヨリ	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百四十年ヨリ	千六百五十年ヨリ	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
千六百五十年ヨリ	千六百六十年ヨリ	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百六十年ヨリ	千六百七十年ヨリ	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百七十年ヨリ	千六百八十年ヨリ	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百八十年ヨリ	千六百九十年ヨリ	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
千六百九十年ヨリ	千七百年ヨリ	七五〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇
千七百一年ヨリ	千七百十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百十年ヨリ	千七百二十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百二十年ヨリ	千七百三十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百三十年ヨリ	千七百四十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百四十年ヨリ	千七百五十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百五十年ヨリ	千七百六十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百六十年ヨリ	千七百七十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百七十年ヨリ	千七百八十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百八十年ヨリ	千七百九十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千七百九十年ヨリ	千八百十年ヨリ	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計千百〇九年	合計十八億七千二百三十一万弗		合計十二億六千万弗



千八百四十二年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一三二〇〇〇〇〇
千八百四十三年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一三三〇〇〇〇〇
千八百四十四年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一三四〇〇〇〇〇
千八百四十五年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇〇
千八百四十六年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一三六〇〇〇〇〇
千八百四十七年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一三七〇〇〇〇〇
千八百四十八年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一三八〇〇〇〇〇
千八百四十九年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一三九〇〇〇〇〇
千八百五十年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇〇
千八百五十一年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇〇
千八百五十二年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一四二〇〇〇〇〇
千八百五十三年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一四三〇〇〇〇〇
千八百五十四年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一四四〇〇〇〇〇
千八百五十五年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一四五〇〇〇〇〇
千八百五十六年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一四六〇〇〇〇〇
千八百五十七年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一四七〇〇〇〇〇
千八百五十八年	千六百八十千	三〇〇〇〇〇〇	一四八〇〇〇〇〇
千八百五十九年	千六百九十千	三〇〇〇〇〇〇	一四九〇〇〇〇〇
千八百六十年	千六百七十千	三〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇

千八百年以前ニ係ル金銀産出ノ統計表ニ関スル要略

内井ルリヤム、シヤコブ氏ノ説ニ拠レバ千四百九十二年ヨリ千八百零九年マテ亜米利加、改羅巴及ヒ亜非利加ノ三大洲ニ産出シテ市場ニ供給シタル金銀ノ高ハ總計六十八億零三百万弗ナリ此ノ内六億八千五百万弗ハ改羅巴及ヒ亜非利加ヨリ産出シルノ高トナシ残り六十一億一千八百万弗ハ亜米利加洲ノミニテ産出シタルノ高トス又此ノ亜米利加洲ノ産出高即チ六十一億一千八百万弗ヨリ四億一千六百万弗ハ千八百零一年ヨリ同九年マテ滿九ケ年間ノ産出高トシテ之ヲ差引クキハ残り五十七億零八百万弗（此ノ計案ニハ誤謬アルカ）ハ則チ千四百九十二年ヨリ千八百年マテ三百零九ケ年間ニ産出シタルノ總計ナリト



同氏：前ニ掲ケタル三大洲ノ總計六十八億零三百万弗ノ高ヲ  
次ノ如ク排列セリ

亞細亞ノ輸出シタル高 十九億九千五百万弗

諸裝飾及器物ノ變更セシ高 二十二億、万、弗

摩擦及変災ノ損失セシ高 八億七千五百万、弗

貨幣ニテ改米兩國ニ存在スル高 十七億三千三百万弗

此ノ指七億三千三百万弗ノ高ハ千四百九十二年ニ於テ現ニ改

羅巴ニ存在セル貨幣ノ概算高一億六千七百万弗ヲ加算スレハ

合セテ十九億万弗トナルベシ此レ則同氏カ一千八百零九年ニ

於テ西洋各國貨幣總額ノ概算ナリ

又ダンソン氏ガ千四百九十二年ヨリ千八百零三年マテ亞米利

加ニ於テ産出シタル貴金屬ノ概算ハ五十六億一千万弗ナリ此

ノ内千八百一年ヨリ同三年マテ滿三ヶ年間ノ産出高一億二千

八百万弗ヲ差引クハ千四百九十二年ヨリ千八百零三年マテ三百

零九ヶ年間亞米利加ニ産出セシ總額ハ則五十四億八千二百万

弗ナリ

第一表ニ掲載セル金ト銀トノ總計ヲ合算スレバ六十一億三千

二百三十万弗ナリ故ニジャコブ氏カ亞米利加産出ノ概算五拾

七億零八百万弗ヨリ多キヲ四億二千四百三十万弗ダンソン氏

ノ概算五十四億八千二百万弗ヨリ多キヲ六億五千零三十万弗ナ

リ蓋如此キ計算ニ於テハ自ラ多敷ニ失スルヲ一般ノ定理トス

ルヲ以テダンソン氏ノ概算ハ較々真ニ近キカ如シト雖モ第一

表ノ算數ノ正確ナルニハ如カサルベシ何トナレハ第一表ニハ

金ト銀トヲ分別シテ其産出高ノ精細ナルヲ示シ且十數ノ年度

ヲ追テ之ヲ掲ケタレハナリ此レジャコブダンソン西氏ノ為サ

ル所ナリ加之ナラズ其差タルヲ如此キ巨大ナル金額ヨリ之

ノ



ヲ觀レハ實ニ鎖細ノ差ナレバナリ

第二表ハ第十八百紀ノ起首ヨリ年々亞米利加改羅巴及亞非利加ニ產出シタル銀ノ概算ヲ表示ス

千八百十六年	二、三〇〇、〇〇〇	千八百二十六年	二、八〇〇、〇〇〇
千八百十七年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百二十七年	二、九〇〇、〇〇〇
千八百十八年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百二十八年	二、九〇〇、〇〇〇
千八百十九年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百二十九年	二、九〇〇、〇〇〇
千八百二十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十年	二、九〇〇、〇〇〇
千八百二十一年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十四年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十二年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十五年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十三年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十六年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十四年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十七年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十五年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十八年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十六年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百三十九年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十七年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十八年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十一年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十九年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十二年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十三年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十四年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十四年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十五年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十五年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十六年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十六年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十七年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十七年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十八年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十八年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百三十九年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百四十九年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十一年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十一年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十二年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十二年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十三年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十三年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十四年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十四年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十五年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十五年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十六年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十六年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十七年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十七年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十八年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十八年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十九年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百五十九年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十一年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十一年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十二年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十二年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十三年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十三年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十四年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十四年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十五年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十五年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十六年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十六年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十七年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十七年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十八年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十八年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十九年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百六十九年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百七十年	三、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十年	二、六〇〇、〇〇〇	千八百七十年	三、〇〇〇、〇〇〇



千八百五十八年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百五十八年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十九年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百五十九年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十一年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十一年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十二年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十二年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十三年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十三年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十四年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十四年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十五年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十五年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十六年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十六年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十七年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十七年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十八年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十八年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十九年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十九年	五、〇〇〇、〇〇〇
千八百七十年	四〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百七十年	五、〇〇〇、〇〇〇

千八百五十八年以來銀産出ノ統計表ニ関スル要略

右ニ登記シタル表ニ拠レハ千八百五十八年ヨリ同二十九年マテ滿三十ヶ年間西洋ノ國ニ於テ産出セシ銀ノ總額ハ七億九千九百十萬弗ナリ又千八百三十年ヨリ千八百五十一年マテ二十二ヶ年間ノ總額ハ六億零々四十萬弗ナリ此ノ内千八百四十九年ヨリ同五十一年マテ三ヶ年間ノ高一億二千二百四十萬弗ヲ差引クハ千八百五十八年ヨリ同千八百四十八年マテ四十九ヶ年間ニ産出セシ高ハ則十二億七千七百十萬弗ナリダクソン氏カ概算ニテハ千八百零三年ヨリ千八百四十八年マテニ亞米利加ニ産出セシ銀ヲ十二億四千五百万弗ナリトシトリー氏カ概算ニテハ同年間改羅巴亞北利加ニ産出セシ銀ヲ一億五千万弗トス若シ是ノ二口ハ千八百〇一年ヨリ同千八百零三年マテ三ヶ年間ノ産



出高一億万弗ヲ加フハ千八百二十一年ヨリ千八百四十八年マテ産出ノ総額ダシソシテ西氏ノ説ニテハ千四億九千五百万弗ナルヘシ然レ氏千八百年以未全ノ産出ニ関シテ第三表ノ末全ノ部ニ於テ引用スルモノト同一ノ理由アルヲ以テ亜米利加ニテ銀ノ産出ニ付ダシソシ氏ガ此ノ概算ハ之ヲ過度ナリト見做シ前記ノ表ニ示シタル算数ヲ以テ取ルベキモノトス

第三表ハ千八百紀ノ起首ヨリ年々西洋各國ニ於テ産出シタル金ノ概算ヲ示ス

年 限	産 出 高	年 限	産 出 高
千八百二十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百四十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十三年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百四十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百四十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百四十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十七年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十一年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十八年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十二年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百二十九年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十三年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十四年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十一年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十五年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十三年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百五十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十七年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十一年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十八年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十二年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百三十九年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十三年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十四年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十一年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十五年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十三年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百六十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十七年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十一年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十八年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十二年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百四十九年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十三年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十四年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十一年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十五年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十三年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百七十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十七年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十一年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十八年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十二年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百五十九年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十三年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十四年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十一年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十五年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十三年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百八十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十七年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十一年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十八年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十二年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百六十九年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十三年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十四年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十一年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十五年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十六年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十二年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十七年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十四年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十八年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十五年	一〇〇〇〇〇〇〇	千八百九十九年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十六年	一〇〇〇〇〇〇〇	千九百年	二〇〇〇〇〇〇〇
千八百七十七年	一〇〇〇〇〇〇〇		
千八百七十八年	一〇〇〇〇〇〇〇		
千八百七十九年	一〇〇〇〇〇〇〇		
千八百八十年	一〇〇〇〇〇〇〇		



第三表ハ幕十八世紀ノ起首ヨリ年々西洋各國ニ於テ産出  
シタル金ノ概算ヲ示ス

年 限	産 出 高	年 限	産 出 高
千八百零年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百二十五年	一一、〇〇〇、〇〇〇
千八百零一年	一三、〇〇〇、〇〇〇	千八百二十六年	一一、〇〇〇、〇〇〇
千八百零二年	九、〇〇〇、〇〇〇	千八百二十七年	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百零三年	八、〇〇〇、〇〇〇	千八百二十八年	一〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百零四年	一一、〇〇〇、〇〇〇	千八百二十九年	一三、〇〇〇、〇〇〇
千八百零五年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十年	一三、〇〇〇、〇〇〇
千八百零六年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十一年	一二、〇〇〇、〇〇〇
千八百零七年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十二年	一二、〇〇〇、〇〇〇
千八百零八年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十三年	一二、〇〇〇、〇〇〇
千八百零九年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十四年	一二、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十五年	一五、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十六年	一五、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十七年	一五、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十三年	七、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十八年	一五、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十四年	七、〇〇〇、〇〇〇	千八百三十九年	一五、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十五年	六、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十六年	六、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十一年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十七年	六、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十二年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十八年	七、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十三年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百一十九年	九、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十四年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十年	八、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十五年	二〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十一年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十六年	二九、二〇〇、〇〇〇
千八百二十二年	九、〇〇〇、〇〇〇	千八百四十七年	四〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百二十三年	九、〇〇〇、〇〇〇	合計四十八年	合計四億九千九百二十万兩
千八百二十四年	一〇、〇〇〇、〇〇〇		



千八百一十年  
千八百一十一年  
千八百一十二年  
千八百一十三年  
千八百一十四年  
千八百一十五年  
千八百一十六年  
千八百一十七年  
千八百一十八年  
千八百一十九年  
千八百二十年

千八百二十一年  
千八百二十二年  
千八百二十三年  
千八百二十四年  
千八百二十五年  
千八百二十六年  
千八百二十七年  
千八百二十八年  
千八百二十九年  
千八百三十年  
千八百三十一年  
千八百三十二年

千八百三十三年  
千八百三十四年  
千八百三十五年  
千八百三十六年  
千八百三十七年  
千八百三十八年  
千八百三十九年  
千八百四十年  
千八百四十一年  
千八百四十二年  
千八百四十三年  
千八百四十四年  
千八百四十五年  
千八百四十六年  
千八百四十七年  
千八百四十八年  
千八百四十九年  
千八百五十年

千八百六十二年 一〇二〇〇〇〇〇〇〇  
千八百六十一年 一三三六〇〇〇〇〇  
千八百六十年 一一九一〇〇〇〇〇  
千八百五十九年 一四四一〇〇〇〇〇  
千八百五十八年 一四四一〇〇〇〇〇  
千八百五十七年 一三三三〇〇〇〇〇  
千八百五十六年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百五十五年 一三三三〇〇〇〇〇  
千八百五十四年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百五十二年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百五十一年 一四四六〇〇〇〇〇

千八百五十二年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百五十一年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百五十年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十九年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十八年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十七年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十六年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十五年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十四年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十二年 一四四六〇〇〇〇〇  
千八百四十一年 一四四六〇〇〇〇〇

合計二十五萬  
合計二十三萬八千五百一十萬



千八百六十二年	一〇七、〇〇〇、〇〇〇		
千八百六十一年	一一三、八〇〇、〇〇〇	千八百七十六年	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
千八百六十年	一一九、三〇〇、〇〇〇	千八百七十五年	九七五、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十九年	一二四、九〇〇、〇〇〇	千八百七十四年	九〇、八〇〇、〇〇〇
千八百五十八年	一四四、六〇〇、〇〇〇	千八百七十三年	九七、二〇〇、〇〇〇
千八百五十七年	一三三、三〇〇、〇〇〇	千八百七十二年	九九、六〇〇、〇〇〇
千八百五十六年	一四七、六〇〇、〇〇〇	千八百七十一年	一〇七、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十五年	一五五、〇〇〇、〇〇〇	千八百七十年	一〇六、九〇〇、〇〇〇
千八百五十四年	一六二、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十九年	一六六、二〇〇、〇〇〇
千八百五十三年	一五九、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十八年	一〇九、七〇〇、〇〇〇
千八百五十二年	一九三、七〇〇、〇〇〇	千八百六十七年	一一四、〇〇〇、〇〇〇
千八百五十一年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十六年	一二二、二〇〇、〇〇〇
千八百五十年	九三、二〇〇、〇〇〇	千八百六十五年	一三〇、七〇〇、〇〇〇
千八百四十九年	八七、〇〇〇、〇〇〇	千八百六十四年	一一三、〇〇〇、〇〇〇
千八百四十八年	六七、五〇〇、〇〇〇	千八百六十三年	一〇七、〇〇〇、〇〇〇
合計二十九		合計三億八千九百五十万弗	

千八百一十一年  
千八百一十二年  
千八百一十三年  
千八百一十四年  
千八百一十五年  
千八百一十六年  
千八百一十七年  
千八百一十八年  
千八百一十九年  
千八百二十年  
千八百二十一年  
千八百二十二年  
千八百二十三年  
千八百二十四年  
千八百二十五年  
千八百二十六年  
千八百二十七年  
千八百二十八年  
千八百二十九年  
千八百三十年



千八百四十八年	千八百四十九年	千八百五十年	千八百五十一年	千八百五十二年	千八百五十三年	千八百五十四年	千八百五十五年	千八百五十六年	千八百五十七年	千八百五十八年	千八百五十九年	千八百六十年	千八百六十一年	千八百六十二年	千八百六十三年	千八百六十四年	千八百六十五年	千八百六十六年	千八百六十七年	千八百六十八年	千八百六十九年	千八百七十年	
106,000,000	107,000,000	108,000,000	109,000,000	110,000,000	111,000,000	112,000,000	113,000,000	114,000,000	115,000,000	116,000,000	117,000,000	118,000,000	119,000,000	120,000,000	121,000,000	122,000,000	123,000,000	124,000,000	125,000,000	126,000,000	127,000,000	128,000,000	129,000,000

千八百年以来全産出ノ統計書ニ関スル要略

千八百年ヨリ千八百四十七年マテ滿四十八ヶ年間ノ産出四億二千九百二十万弗ノ高ハ之ヲダシソシ氏カ並米利加ノミニ定メタル総額ニ比シレバ非常ニ減少セルナリ同氏カ千八百零八年ヨリ千八百四十八年マテ四十ヶ年間ノ算數ハ七億一千零八十九万七千零五十七弗ナリ故ニ試ニダシソシ氏ト同シトナサン為メニ前表ニ示シタル総額四億二千九百二十万弗ニ就キ千八百年ヨリ同零三年マテ三ヶ年間ノ産出高四千万弗ヲ差引キ千八百四十八一ヶ年分ノ産出高六千七百五十万弗ヲ加算スルキハ其總額ハ僅ニ四億四千六百七十万弗トナリダシソシ氏ノ算數ヨリ少キハ恰ヒ二億六千四百十九万七千零五十七弗ナリ



然レモダンソン氏ノ分解ハ決シテ確ニ証ト爲シ難ク其寔  
數ハ過度ナルニ相違ナシ仮令ハビエーノス、エイレス<sup>名地</sup>ヨリ  
金ノ輸出ニ付千八百二十二年ヨリ同二十六年マテ五ケ年間ノ  
税関報告書ヲ頼ミダンソン氏ハ千八百零九年ヨリ同四十八年  
マテ三十九ケ年間ノ産出ヲ年々平均シテ三十五万九千八百八十  
一弗ナリト仮定シ又妄リニ此高ハ加フルニ其二倍ト六割六分  
三分ノニヲ密賣ノ高トナシ總計ビエーノス、エイレスヨリ輸出セ  
レ高ハ五十二万六千七百九千八百八十弗ナリトセリ  
又千八百零三年同四年ニモンストグ<sup>名港</sup>井<sup>名</sup>テオ<sup>名</sup>ヨリ輸出シタル貨  
幣ハ之ヲ平常ノ輸出高ト見做スヘシト千八百三十一年ニ於テ  
英國領事カ偶然ノ説ヲ證トレダンソン氏ハ妄リニ千八百零九  
年ヨリ同四十八年マテ三十九ケ年間該港ヨリ輸出シタル總計  
ハ二億万弗ニテ其内四割七分即チ九千四百萬弗ハ金貨ナリト

妄断セリ

右ノニケ條即チ五千二百六十七万九千八百八十弗ト九千四百  
万弗及別ニビエーノス、エイレスヨリ産出セリト妄定シタル二千  
四百零一万千四百十弗ノ三口ヲ合算シ千八百零九年ヨリ千八  
百四十八年マテ三十九ケ年間金ノ該別ニ産出セシ總額ハ一億  
七千零六十九万二千二百九十弗ナリトセリ蓋シ此ノ總額ノ十分  
一ハ則稍々真ニ近キモノトスヘシ  
前ト同様ニ千八百零四年ヨリ同二十九年マテ二十六ケ年間コ  
ロンビヤ州ノボゴダ<sup>名地</sup>及ボバヤン<sup>名地</sup>ノ各造幣局ニ於テ鑄造セシ  
金貨ノ總計四千四百十二万九千七百四十六弗ナル報告ヲ基  
トシ<sup>但シ其金ハ總テ四貨幣及延金ナ</sup>同氏ハ千八百零四年ヨリ  
同四十八年マテ四十二ケ年間該州ヨリ産出セシ金額ハ二億零  
四百二十五万五千三百一十八弗ナリト



ダンソン氏ハ概算ハ率ヲ斯ノ如ク算スルヲ以テ今細カニ之  
ヲ論スルヲ止メ茲ニ登記セザル可ラザルモノアリ蓋シ此ノ時  
代ノ統計タルヤ甚タ不十分ナリト云モホシホルトワルト及ヒ  
ジャコブ氏ノ算數アルヲ以テ魯國ニテゴールド、ウオレン  
ナ、ト、金ノ創始セシマテハ一ケ年ノ產出高平均凡一千萬  
弗ニ上ラザリシヲ證スヘク再後魯國ノゴールド、ウオレン  
ナニテ世界ハ許多ノ金ヲ供給スルニ至リシマテハ僅ニ一千萬  
上ニ出テタルノミ蓋シゴールド、ウオレンナノ輸送盛ニ起  
キシハ則チ千八百四十年ノトニシテ是年初テ魯國ノ產出高一百  
萬弗ニ達シタルナリ

ジャコブ氏ノ概算ニテハ千八百零九年ヨリ同二十九年マテ年  
々金ノ產出高平均凡七百九十九萬弗ナリ此ノ内改羅巴ト亞細  
亞トニテ年々三百六十万弗ヲ產出シ残り四百三十九萬弗ハ年  
々亞米利加ニ產スルモノトス

千八百三十年茅二十一回議事院ノ第一集會ニ於テ刊行シタル  
一冊ニ於レハ千八百零一年ヨリ同十年マテ世界ニテ金ノ產出  
高ハ一ケ年一千万弗ナリトシ同千八百十一年ヨリ二十五年マ  
テハ一ケ年七百七十万弗ナリト概算セリ

右各種ノ證及ホンホルト、ジャコブ、ワイルド、トリ、カ、諸氏カ細  
密ノ計算アルヲ以テ前表ノ計算ハ較々正確ナルベシ若シ或ハ  
誤謬アルハハ之ヲ多數ニ失シタルナリ又產出高ノ最モ寡少ナ  
リシハ千八百十六年ヲ以テ極度トス只マックロ、ロ、氏ハ千八  
百二十九年ヲ以テ最少ノ極度トナセリ然レ氏ハ各鑛山ノ產  
出高ヨリ判定セシテ改羅巴ニテ新金屬ノ收票ヨリ考定セシ  
ヲ以テ之ヲ確證トシ難ク之ニ及シ當時有名ナル記者アリ  
テ數年ノ後產出高最少ノ極度ヲ千八百十六年ナリト定メタル

大  
卷  
目



ナリ

上ニ掲ケタル細表ヨリ其大要ヲ挙ク元キハ則左ノ如シ

千四百九十二年ヨリ千八百零一年

銀四十二億六千万弗

マテ亜米利加ノ産出高

金十八億八千七百三十万弗

千八百零一年ヨリ千八百七十六年

銀二十六億七千三百三十万弗

ル亜米利加、改羅巴、及亜非利加ノ産出高

金三十三億八千五百五十万弗

總計

銀六十九億三千百三十万弗

即チ銀六十九億三千百三十万弗、金五十二億五千三百八

十万弗ナリ

金銀間ノ割合

千七百六十年ヨリ當時ニ至ルマテ英國倫敦府ニ於テ金

銀間市上ノ割合ニ関セル要略

アレキサンデル、バルマツ氏

此ノ要略ノ包括セル時代ハ紀元千七百六十年ヲ限リシ其以

上ハ措テ論及セサルナリ如何トナレハ今日一所ニ在テ前時代

ニ係ル毎歳ノ平均相庭ハ之ヲ得ルニ難ク且又前代ニ於テ重立

タル貿易諸國ノ造幣規則ヲ登錄セル各類ニ乏キヲ以テノ故ナ

リ

蓋シ重立タル一國ニ於テ若シ金銀間ニ定メタル割合ト完全ナ

ル合法貨幣及ニ相分、鑄造費ニテ制限ナク鑄造スルカト相合

併スルキハ此レ一定ノ價格ヲ以テ金銀ノ供給ヲ買入ル、



一定セル估價ヲ組成セリ（讀者按）又ハ各回ノ如キ重立タル國ハ  
ニテ定メタル一銀何程ト云フ割合ト秤量ニ不足ナキ合法  
貨幣及ヒ至当ノ鑄造費ヲ拂ハハ何程ニテ金銀ヲ給スルハ金ニラ之  
金ヲ供給スル相併スルハ此ヲ買ヒ銀ヲ給スルハ金ニラ之  
ト云フ義）是ヲ以テ各製造工業ボノ為ニ節制セラル、  
外ハ金銀間ノ割合モ之ヲ亜細亞へ輸出スルモ又之ヲ変シテ記  
章貨幣（記章貨幣ノ下ハ下ニ詳ラカナリ）トスルモ皆ナ貴金屬ヲ  
買入レ及ヒ之ヲ鑄造スルノ力ヲ有スル重立タル國々ノ管スル  
所タリ  
故ニ金銀間ノ昇降ヲ記載セル表ヲ了解センニハ先ツ重立タル  
國々ニ於ル合法比例ノ如何ト及ヒ其國々ヨリ金屬ニ向テ估價  
スル定價ハ何程ナリシカ且其昇降ノ時ニ際シ各回造幣局ノ力  
ハ何程ナリシカヲ知ルヲ以テ緊要ノトトナス  
左ニ登記セルモノハ則佛蘭西、英吉利、及亞米利加合衆國ニ關係

シ右ニ述ヘタルモノ、大要ヲ掲ケタルナリ但シ英佛及西班牙  
系其屬國ハ此ニ論スル時代ニハ重立タル複本位ノ回ナリシ  
又千七百年代ニ於ケル西班牙、日耳曼兩國ノ造幣規則ニ関シ依  
信スベキ詳説ハ余輩得テ之ヲ掲クルト能ハス看者之ヲ恠ム勿  
レ

佛蘭西

紀元千七百八十五年マテハ金一、銀十四半ヲ以テ本位トシメ置  
キタリシカ是ノ年改メテ十五半トナセリ千八百〇三年ニ至リ  
亦此ノ割合ヲ改正シテ當時現行セル本位トナレリ  
千八百〇三年以前ニ係ル造幣ノ景況ハ該委負ヘ寄贈セラレタ  
ル書類ノ中ニ之ヲ表示セルモノナシ千八百〇二年ニ於テ造幣  
局ハ鑄造費ヲ仕拂クモリヘ金銀共何程ニテモ之ヲ鑄造スヘシ  
トセリ千八百七十三年ニ至リ又右ノ現行ヲ交換シ更ニ銀ノミ



ニ限ルトナレリ

鑄造ノ最モ多額ナリ年々因テ之ヲ觀レハ佛國造幣局ノ力ハ次  
ノ如シ金ハ千八百五十九年ニ於テ七億〇二百六十九万七千六  
百九十フランシ銀ハ千八百十一年ニ於テ二億五千六百三十九  
万九千〇四十フランガナリシ（十九ラシニシテ九錢ニシテガハル我）

英吉利

千七百十七年ヨリ千八百十六年マテハ金一、銀十五半ヲ本  
位ト定メ置キタリシカ是ノ年改メテ金ノミトナレリ今今ノ本  
位ハ則是レナリ右時代ノ鑄造ハ常ニ無代價ト唱ヘタレ氏實際  
ニ就テ之ヲ觀レハ佛國ノ鑄造費ニ少許ヲ加ヘタル高ヲ要シタ  
ルナリ

千七百九十七年ニ於テ造幣局ハ又交シテ鑄造費ヲ要セサル銀  
ニ限レリ

鑄造ノ最モ多額ナル年ニ依テ之ヲ觀レハ英國造幣局ノ力ハ次  
ノ如シ金ハ千八百五十三年ニ於テ千九百九十九万二千三百九十  
一磅銀ハ千八百七十年ニ於テ二百四十三万六千二百九十八磅  
ナリシ

合衆國

千七百六十年ヨリ同九十二年マテハ亞米利加各州皆銀ヲ以  
テ本位ト定メ置キタリ然レ氏千七百九十四年マテ政府ヨリハ  
一片ノ銀貨ヲモ鑄造セシトナカリシ千七百九十二年ヨリ千八  
百三十七年マテハ十五ヲ以テ本位ト定メ同年即チ千八百三十  
七年ヨリ千八百七十四年マテハ十六ヲ以テ本位ト改定セリ但  
シ千八百七十三年以前ハ鑄造費ヲ課シテ金銀六制限ナク之ヲ  
鑄造シタルシカ翌年即チ千八百七十四年ヨリ造幣局ハ銀ニノ  
ミ限レリ



鑄造ノ最モ多額ナル年ニ依リ之ヲ觀シハ亞米利加造幣局ノ  
 カハ次ノ如シ金ハ千八百五十一年ニ於テ六千二百六十一万四  
 千四百九十三兩銀ハ千八百七十六年ニ於テ千九百十二万六千  
 五百〇三兩ナリシ

思フニ亞米利加合衆國ノ造幣局ハ全世界ニ産出セル金銀オチ  
 鑄造スベキカアリ英佛兩國ノ如キモ蓋シ亦亞米利加ト同様ナ  
 ルベシ

次ニ掲載セルニ表ハ千七百六十年ヨリ千八百七十六年マデ金  
 銀間平均毎年ノ割合並ニ千八百七十三年ヨリ當時ニ至ルマテ  
 平均毎月ノ割合ヲ示スモノナリ

千七百六十年ヨリ千八百七十六年マテ倫敦ノ市場ニ於テ  
 金銀間毎年ノ割合ヲ示ス但シ至ハ一ニシテ銀何程ナリト  
 掲載スルモノナリ

千七百六十年	千七百七十一年	千七百七十二年	千七百七十三年	千七百七十四年	千七百七十五年	千七百七十六年	千七百七十七年	千七百七十八年	千七百七十九年	千七百八十年	千七百八十一年	千七百八十二年	千七百八十三年	千七百八十四年	千七百八十五年	千七百八十六年	千七百八十七年	千七百八十八年	千七百八十九年	千七百九十年	千七百九十一年	千七百九十二年	千七百九十三年	千七百九十四年	千七百九十五年	千七百九十六年	千七百九十七年	千七百九十八年	千七百九十九年	千八百零年	千八百零一年	千八百零二年	千八百零三年	千八百零四年	千八百零五年	千八百零六年	千八百零七年	千八百零八年	千八百零九年	千八百十年	千八百十一年	千八百十二年	千八百十三年	千八百十四年	千八百十五年	千八百十六年	千八百十七年	千八百十八年	千八百十九年	千八百二十年	千八百二十一年	千八百二十二年	千八百二十三年	千八百二十四年	千八百二十五年	千八百二十六年	千八百二十七年	千八百二十八年	千八百二十九年	千八百三十年	千八百三十一年	千八百三十二年	千八百三十三年	千八百三十四年	千八百三十五年	千八百三十六年	千八百三十七年	千八百三十八年	千八百三十九年	千八百四十年	千八百四十一年	千八百四十二年	千八百四十三年	千八百四十四年	千八百四十五年	千八百四十六年	千八百四十七年	千八百四十八年	千八百四十九年	千八百五十年	千八百五十一年	千八百五十二年	千八百五十三年	千八百五十四年	千八百五十五年	千八百五十六年	千八百五十七年	千八百五十八年	千八百五十九年	千八百六十年	千八百六十一年	千八百六十二年	千八百六十三年	千八百六十四年	千八百六十五年	千八百六十六年	千八百六十七年	千八百六十八年	千八百六十九年	千八百七十年	千八百七十一年	千八百七十二年	千八百七十三年	千八百七十四年	千八百七十五年	千八百七十六年	千八百七十七年	千八百七十八年	千八百七十九年	千八百八十年	千八百八十一年	千八百八十二年	千八百八十三年	千八百八十四年	千八百八十五年	千八百八十六年	千八百八十七年	千八百八十八年	千八百八十九年	千八百九十年	千八百九十一年	千八百九十二年	千八百九十三年	千八百九十四年	千八百九十五年	千八百九十六年	千八百九十七年	千八百九十八年	千八百九十九年	千九百零年	千九百零一年	千九百零二年	千九百零三年	千九百零四年	千九百零五年	千九百零六年	千九百零七年	千九百零八年	千九百零九年	千九百十年	千九百十一年	千九百十二年	千九百十三年	千九百十四年	千九百十五年	千九百十六年	千九百十七年	千九百十八年	千九百十九年	千九百二十年	千九百二十一年	千九百二十二年	千九百二十三年	千九百二十四年	千九百二十五年	千九百二十六年	千九百二十七年	千九百二十八年	千九百二十九年	千九百三十年	千九百三十一年	千九百三十二年	千九百三十三年	千九百三十四年	千九百三十五年	千九百三十六年	千九百三十七年	千九百三十八年	千九百三十九年	千九百四十年	千九百四十一年	千九百四十二年	千九百四十三年	千九百四十四年	千九百四十五年	千九百四十六年	千九百四十七年	千九百四十八年	千九百四十九年	千九百五十年	千九百五十一年	千九百五十二年	千九百五十三年	千九百五十四年	千九百五十五年	千九百五十六年	千九百五十七年	千九百五十八年	千九百五十九年	千九百六十年	千九百六十一年	千九百六十二年	千九百六十三年	千九百六十四年	千九百六十五年	千九百六十六年	千九百六十七年	千九百六十八年	千九百六十九年	千九百七十年	千九百七十一年	千九百七十二年	千九百七十三年	千九百七十四年	千九百七十五年	千九百七十六年	千九百七十七年	千九百七十八年	千九百七十九年	千九百八十年	千九百八十一年	千九百八十二年	千九百八十三年	千九百八十四年	千九百八十五年	千九百八十六年	千九百八十七年	千九百八十八年	千九百八十九年	千九百九十年	千九百九十一年	千九百九十二年	千九百九十三年	千九百九十四年	千九百九十五年	千九百九十六年	千九百九十七年	千九百九十八年	千九百九十九年	千九百零年
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------



銀間平均毎年ノ割合並ニ千八百七十三年ヨリ當時ニ至ルマテ  
平均毎月ノ割合ヲ示スモノナリ

千七百六十年ヨリ千八百七十六年マテ倫敦ノ市場ニ於テ  
金銀間毎年ノ割合ヲ示ス但シ至ハ一ニシテ銀何程ナリト  
掲載スルモノナリ

千七百六十年	一四、二九	千七百九十一年	一四、九五
千七百六十一年	一三、九四	千七百九十二年	一四、四三
千七百六十二年	一四、六三	千七百九十三年	一五、〇一
千七百六十二年	一四、七一	千七百九十四年	一五、三二
千七百六十四年	一四、九一	千七百九十五年	一四、七七
千七百六十五年	一四、六九	千七百九十六年	一四、七七
千七百六十六年	一四、四一	千七百九十七年	一五、四九
千七百六十七年	一四、四九	千七百九十八年	一五、四九
千七百六十八年	一四、五八	千七百九十九年	一四、二九
千七百六十九年	一四、四九	千八百一年	一四、八一
千七百七十年	一四、三五	千八百二年	一四、四七
千七百七十一年	一四、三六	千八百三年	一五、二三
千七百七十二年	一四、一九	千八百四年	一四、四七
千七百七十三年	一四、七三	千八百五年	一四、六七
千七百七十四年	一四、〇五	千八百六年	一五、一四
千七百七十五年	一四、六二	千八百七年	一四、二五
千七百七十六年	一四、三四	千八百八年	一四、四六
千七百七十七年	一四、〇四	千八百九年	一四、七九
千七百七十八年	一四、三四	千八百十年	一六、二五
千七百七十九年	一四、八九	千八百十一年	一六、一五
千七百八十年	一四、四三	千八百十二年	一五、七二
千七百八十一年	一三、二三	千八百十三年	一五、〇四
千七百八十二年	一三、九四	千八百十四年	一四、五三
千七百八十三年	一三、七八	千八百十五年	一五、八五
千七百八十四年	一四、九〇	千八百十六年	一六、三〇
千七百八十五年	一五、二一	千八百十七年	一三、六四
千七百八十六年	一四、八九	千八百十八年	一五、五八
千七百八十七年	一四、八三	千八百十九年	一五、四二
千七百八十八年	一四、七一	千八百二十年	一五、八二
千七百八十九年	一四、八九		一五、七一
千七百九十年	一五、〇一		



千八百二十一年  
千八百二十二年  
千八百二十三年  
千八百二十四年  
千八百二十五年  
千八百二十六年  
千八百二十七年  
千八百二十八年  
千八百二十九年  
千八百三十年

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

千八百三十一年  
千八百三十二年  
千八百三十三年  
千八百三十四年  
千八百三十五年  
千八百三十六年  
千八百三十七年  
千八百三十八年  
千八百三十九年  
千八百四十年

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

千八百二十一年

一九九八

千八百五十二年

一九九八

千八百二十一年  
千八百二十二年  
千八百二十三年  
千八百二十四年  
千八百二十五年  
千八百二十六年  
千八百二十七年  
千八百二十八年  
千八百二十九年  
千八百三十年

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

千八百三十一年  
千八百三十二年  
千八百三十三年  
千八百三十四年  
千八百三十五年  
千八百三十六年  
千八百三十七年  
千八百三十八年  
千八百三十九年  
千八百四十年

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一



千八百二十一年  
千八百二十二年  
千八百二十三年  
千八百二十四年  
千八百二十五年  
千八百二十六年  
千八百二十七年  
千八百二十八年  
千八百二十九年  
千八百三十年  
千八百三十一年  
千八百三十二年  
千八百三十三年  
千八百三十四年  
千八百三十五年  
千八百三十六年  
千八百三十七年  
千八百三十八年  
千八百三十九年  
千八百四十年  
千八百四十一年  
千八百四十二年  
千八百四十三年  
千八百四十四年  
千八百四十五年  
千八百四十六年  
千八百四十七年  
千八百四十八年  
千八百四十九年  
千八百五十年  
千八百五十一年

一九九八  
一九九一  
一九八四  
一九七七  
一九七〇  
一九六三  
一九五六  
一九四九  
一九四二  
一九三五  
一九二八  
一九二一  
一九一四  
一九〇七  
一九〇〇  
一八九三  
一八八六  
一八七九  
一八七二  
一八六五  
一八五八  
一八五一  
一八四四  
一八三七  
一八三〇  
一八二三  
一八一六  
一八〇九  
一八〇二  
一七九五  
一七八八  
一七八一  
一七七四  
一七六七  
一七六〇  
一七五三  
一七四六  
一七三九  
一七三二  
一七二五  
一七一八  
一七一〇

千八百五十二年  
千八百五十三年  
千八百五十四年  
千八百五十五年  
千八百五十六年  
千八百五十七年  
千八百五十八年  
千八百五十九年  
千八百六十年  
千八百六十一年  
千八百六十二年  
千八百六十三年  
千八百六十四年  
千八百六十五年  
千八百六十六年  
千八百六十七年  
千八百六十八年  
千八百六十九年  
千八百七十年  
千八百七十一年  
千八百七十二年  
千八百七十三年  
千八百七十四年  
千八百七十五年  
千八百七十六年

一八八八  
一八八二  
一八七五  
一八六八  
一八六一  
一八五四  
一八四七  
一八四〇  
一八三三  
一八二六  
一八一八  
一八一二  
一八〇五  
一七九八  
一七九一  
一七八四  
一七八〇  
一七八三  
一七八七  
一七八九  
一八一九  
一八二二  
一八二五  
一八二八  
一八三〇  
一八三三  
一八三六  
一八三九  
一八四二  
一八四四  
一八四七  
一八五〇  
一八五三  
一八五六  
一八五九  
一八六二  
一八六五  
一八六八  
一八七〇  
一八七三  
一八七六  
一八七九  
一八八二







九月	一九九七	一六、三一	一六、七四	一八、二九
十月	一六、〇五	一六、三四	一六、七四	一七、九五
十一月	一六、二六	一六、二六	一六、七五	一七、四九
十二月	一六、一七	一六、四〇	一六、八九	一六、七一
平均	一五、九二	一六、一六	一六、六九	一七、八三

右ノ表及佛蘭西償金ノ次ニ登記セル印度地方へ銀ノ流出ニ関セル表ニ概リ之ヲ觀レバ金ト銀ノ割合ニ大變化アリシハ則重立タル國々ニテ其造幣局ノ割合ヲ變更セシ時カ或ハ又亜細亞へ貴金屬ノ流出セルカ政羅巴へ金ノ輸入ボニテ非常ノ大變動ヲ起セシ事ナリシヲ觀ルベシ

人口及貨幣

西洋各國ノ人口及貨幣ニ関スル要略

アレキन्दル、テルマル氏

上世羅馬ノ人口調査ヨリ以未一國住民ノ負數ヲ計算セシハ紀元千三百八十年ムーリツシ西班牙ニ於テ此ヲ舉行セルヲ最初トシ亞米利加ニ於テ西班牙所屬ノ植民地ニ於テ舉行セルヲ第一トスル如シ此ノ第二人口調査ノ詳細ヲ知ランニハワル、アルセル、ヘルパ氏ノゴックウロルス、チフ、アメリカ書名亞米利加征服者ノ義及バロン、ボン、ホルト氏ノ「ユース、スマイン」書名新西班牙ノ義ヲ參觀スベシ

西班牙ノ人口ハ紀元千五百九十四年ニ於テ調査セラレシカ其戸數ハ總計一百六十四万三千三百九十八人ニシテ人口ハ八百二



十万の六千七百九十二人ナリシナリ但各別郡大小区ノ詳細ニ至テハ倫敦統計誌ニ詳カナリ

亜米利加植民地英領西班牙及佛蘭西オニ於テモ巨多ノ計筭ヲ為シタリキ

千六百五十八年ヨリ千七百七十四年マテニ新約克ニ於テ人口ノ概算ヲ為セシモノ各種合セテ十<sup>五</sup>町<sup>リ</sup>ロ<sup>ド</sup>アイ<sup>ラ</sup>ン<sup>ド</sup>ニ於テハ千七百〇八年ヨリ千七百七十四年マデニ合セテ六種アリ

ホルム氏ノ年報ニハ千七百〇一年ニ於テ當時現存セル十一ヶ所ノ植民地ニテ人口二十六万二千人同千七百四十九年ニ於テハ十二ヶ所ノ植民地ニテ人口百〇四万六千人同千七百七十五年頃ロニ至テハ十三ヶ所ノ植民地ニテ二百八十万〇三千人ナリト概算セリ

千七百七十五年十二月二十六日ニ於テ合衆國ノ議事院ハ各植民地ノ長官ニ薦メ其権内ニテ最モ公平ニ且実効アルベキ方法ヲ用ヒ各地住民ノ負教ヲ調査セシメ且此ノ事務ヲ委任セラレタルモノハ誓詞ヲ以テ其調査ノ確實ナルヲ保証シテ之ヲ議事院ニ上申セシメタリ

千七百七十五年議事院ノ公啓ニハ人口ノ概算三百万人以上ナルヲ表示セリ又千七百七十七年ヨリ同八十一年ニ至ル盟約昏蒙九條ニ各植民地ヨリ徵券スヘキ陸軍兵士ノ負教ハ白人種ノ惣教ニ基ヒスベシトアリ此ノ法例ヲ遵奉シ議事院ハ千七百八十一年十二月十一日ニ於テ人口ヲ調査センコトヲ命シタリ

又千七百八十三年ヨリ同八十六年ニ至ル盟約昏蒙ニ於テハ其蒙八條ヲ変更シ各別ニ於テ人民一般ノ警察保安ニ関係スル諸入費ハ當今代議人ヲ撰卒シ及ヒ直税ヲ賦課スルト同一ノ方法ヲ



用ユベキトニ決定セリ此ノ第一條ノ變史アリシヲ以テ千七百八十六年ニ於テモ亦人口ノ調査ヲ為セリ

改羅巴ノ北部ニ於テ人口ノ調査ヲ為セシハ千七百四十八年ニ

於テ瑞典ヲ初メトス再後千七百七十五年ニ至ルマテハ每三年

ニ一次、七十五年以後ハ每五年ニ一次ノ調査ヲ為シ當時有名ナ

ル數學士ドクトルガライス氏ハ千七百六十九年ニ於テドクト

ル、ベンゲヤミン、フランクリン氏ハ其報告昏ヲ寄贈セシトアリ

シ

千七百八十九年ニ制定セル合衆國ノ法例ニテハ每十年ニ一次

住民ノ統計ヲ為スヘシトセリ故ニ翌九十年此ノ法例ニ依リテ

第一ノ人口調査ヲ為セリ

蓋シ往昔改羅巴ニ在テハ種々ノ原由アリテ斯クマテ緊要ナル

戸口調査ノ事務ヲ障害シタルカ如シ今試ニ之ヲ左ニ畧叙セ

シ

第一 上世並ニ中世ニ於テ各國ノ婦人小兒及奴隸ヲ人口調査

ノ内ニ算入スルハ交際上ヨリ之ヲ見レハ甚タ無用ニ屬スルモ

ノトセリ此ノ思考ハ中古及今時改羅巴ノ農民ニ波及シ千七百

年代ノ晩節ニ至リ交際法ニ大改革アリ尔後又彼ノ輩ヲシテ全

ク封建ノ羈範ヲ脱セシメタルノ時代マテハ此ノ思考ヲ改良セ

ガリシナリ

第二 羅馬帝國ノ一時代ニ於テハ白人種ノ奴隸ナルモノ頗ル

多數ナリシガ決シテ此輩ヲ人口調査ノ内ニ算入スルヲ許サス

此レ特許ヲ受ケタル自由人民ノ甚タ少ナキヲ察見セラル、

ヲ恐レテナリ(アリソンズ改羅巴史ニ拠)

第三 宗教ノ執迷ハ永ク人負ヲ計算スルトヲ妨止セリ此レ經

典中ノ一文章ヨリ察センモト想定セテ



第四 農民ニ取リテハ徵兵簿ニ算入セラレト政府ノ課税ヲ  
 恐怖忌憚スルトヲ以テ人口調査ヲ忌憚スルノ念ヲ起サシメタ  
 リ之ニ反シ封建ノ君主ニ取リテハ正シク其反對ノ念ヲ生セシ  
 メタリ  
 第五 改羅巴中世ノ人口ハ羅馬帝國ヲトガスタンノ時代ヨリ  
 亜米利加洲文明ノ時代マテハ著シク減少セルガ如シ是ヲ以テ  
 各国ノ君主タルモノハ其兵負ノ減少セシヲ公露セントテ恐レ  
 テ其臣民ノ負數ヲ計算スルトテ等閑ニ付セシハ亦怪ムニ足ラ  
 カルナリ  
 蓋シ上古改羅巴ノ各国ニ於テハ一定ノ規律アル戸籍書ナカリ  
 シト雖モ各時代ニ於テ住民ノ負數ヲ計算セシトモ亦斷トセス  
 尔後又開拓耕耘セル土地ノ廣狹及其他確乎タル証据ヲ基ヒテ  
 シテ其概算ヲ為シタルトアリ

余輩ハ斯ク包括スル所頗ル廣大ナル一旨趣即チ既往ニ属セル  
 人口ノ概算ヲ為サン為メニ茲ニ錯雜混淆セル理由ヲ分解詳説  
 スルノ煩ヲ止メ茲ニ有名ナル諸学士ノ嘗テ表示セル改羅巴及  
 其植民地ノ戸籍昏ニ就テ其總額ノミヲ擧ケ之ヲ表ノ形トナシ  
 左ニ掲載スヘシ但シ改羅巴東方ノ境界ハ之ヲ前古ニ比スレバ  
 近年大ニ擴張シテ深ク亜細亞ニ斗入セリト雖モ仮リニ前古ヨ  
 リ今日ノ境界ヲ保チタルモノト見做シテ之ヲ計算シタルナリ  
 改羅巴時代ノ人口

年限	人口
紀元前 二十七年	六千万人
紀元後 千四百九十二年	四千万人
全 千六百七十五年	七千九百万人
全 千七百年	八千八百万人



全	千七百六十年	七億。六百万人
全	千八百〇八年	一億八千二百万人
全	千八百五十八年	二億千七百七十万
全	千八百三十二年	二億千九百三十四万零百六
全	千八百三十九年	二億三千二百万人
全	千八百五十年	二億六千四百万人
全	千八百六十年	二億七千九百万人
全	千八百七十年	三億。二百万人
全	千八百七十七年	三億千五百万人
各時代ニ於ル改羅巴人口(白人種)但各植民地及當時獨立 セル植民地ヲモ含冀ス		
紀元前	二十七年	六千万人
紀元後	千四百九十二年	四千万人

全	千六百七十九年	八千六百万人
全	千七百百年	九千万人
全	千七百七十六年	一億一千万人
全	千八百七十七年	三億八千八百万人
右ノ表ニ於テ之ヲ觀レハ改羅巴ノ人口ハチーガスタンノ時代 ヲリ亜米利加洲發明ノ時マデニハ全ク三分ノ一ヲ減少シタリ シガ之ニ反シテ亜米利加洲發明以來當時マデニハ改羅巴本部 ノミニテハ倍ヲ増加シ亜米利加各別及植民地ノ白人種ヲ合セ 全地球上ニテハ十倍ヲ増加シタルヲ見ルベシ但シ千八百六十 年ヨリ同七十年マテ改羅巴本部ニ於テ人口増加ノ割合ハ毎年 平均九百分ノ一ヲ十分セシハニ當レリ		

第二章 貨幣

西洋各國ニ於テ貨幣ノ計算ニ為セシハ千六百九十六年ケレゴ



リ、キング氏ヲ最初トス其計算書ハ、同氏ノ所著ナリヨナ  
ル、エド、ボリチカル、チグセルグエーレヨシ、エド、コンクリエ  
ーシヨシ(書)第六章ノ一部ヲ成セリ有名ナル学士カルメル氏及  
ヒトローク氏ガ大ニ稱讚シタル此ノ計算書ニ於テキング氏ハ千  
四百八十八年西洋ニ於テ貨幣ノ総額ハ四千五百万磅ナリト概  
算セリ

又ウヰリヤム、ジャコブ氏カ千八百三十年頃ニ刊行セシブレシ  
チス(貴金屬)ト題セル歴史ニ於テ千四百九十二年西洋各国ニテ  
貨幣ノ惣額ハ三千三百三十四万二千磅ナリト概算セリ蓋シジ  
ヤコブ氏ハ此ノ同音趣ニ関セルヴァロン、ボシ、ホルト氏カ  
甚タ精細ナル考案ヲ所有セシヲ以テ其概算ハ稍々正確ニ近キ  
ヲ想定スヘキナリ

キング氏ハ又千六百八十八年ニ向テ改羅巴ノ貨幣総額ハ二億

二千五百万磅ナリト概算セシニジャコブ氏ハ千七百年ニ向テ  
四億千五百万磅ナリト概算シタリキ

ジャコブ氏ノ計算ヲ基ヒトスルハ千六百七十五年ニ於ケル  
貨幣ノ総額ハ凡二億七千五百万磅ナルベシ然ルハキング氏  
ガ千六百八十八年ニ向テ計算セシモノト符合シ二億五千万磅  
ヲ以テ平均ノ数トナシタルヲ知ルベシ

又トローク氏ハ千七百年ニ向テ貨幣ノ総額ハ二億九千七百万磅  
ナリト概算セリ千七百十六年ニ向テハ余輩一ノ概算ヲ得ス然  
レ氏ホルト、ジャコブ両氏ノ概算ヲ基ヒトシテ余輩ハ下文  
ノ結局ニ達スルヲ得タリ

千七百年ニ於ル貨幣ノ惣額	二億九千七百万	磅
千七百年以後七十六ヶ年 米利加ノ産出高	七千八百万	磅
同七十年間改羅巴 ノ産出高	六十口百	磅



右合計ノ内並細並へ積送りタル  
四割ノ高  
一億四千二百八十万、磅  
五千七百十万、磅  
八千九百七十万、磅  
五千七百十万、磅  
二千八百六十万、磅  
三億二千九百六十万、磅  
五千〇六十万、磅

残額

右八千九百七十万磅ヨリ延板ニ  
変更セシ三分ノ二ノ高

差引残額

最初ノ想額ト合算シタル合計

シヤコブ氏ノ説ニ從ヒ年々摩損及非常ノ異変  
ニテ蓄積セシ財本ヲ損失セル高四百二十分ノ一

差引

千七百七十六年ニ於テ貨幣ノ概算

二億七千九百万、磅

此ノ算數ハ千七百年ニ向テ概算セシ算數ヨリ減却シタルノ實  
事アルヲ以テ或ハ其正確ナルヤ否ヤノ疑ヒヲ起スルアルベシ  
然レ氏前百年代(即チ千七百年ノナリ)晚節ヨリシテ墨是哥  
内ビスカイナ「ムブレフ」ト及ヒ「ガアレシ」アハ上三町ハ皆

ニ於テ廣大ナル銀鑛ノ次第ニ開採セシマテハ貴金屬ノ供給順  
場ノ需用ニ供スルニ不足ナリシト改羅巴及ヒ亞米利加ニ於テ  
貨幣ノ大ニ減少シタリシハ其確實ナルヲ証スルニ足ル者ナ  
リ

子ツケル氏ガ千七百七十五年ニ於テ認メタル一書ニ於レバ改  
羅巴ノ貨幣ハ僅ニ一億八千三百六十七万三千四百四十磅ナリ  
ト概算シタレトホルボンナイス氏ハ之ニ反シ三億〇六百十二  
万二千四百磅ナリトセリ然ルニバロシ、ホン、ホンホルト氏ノ説  
ニ子ツケル氏ノ概算ハ少キニ過キホルボンナイス氏ノ概算ハ  
多キニ過キタリト

余輩ハ千八百〇八年ノ概算ヲ得ルヲ能ハス幸ヒニ「ジヤコブ」氏  
ガ千八百十年ノ概算アルヲ以テ之ヲ当年ノ比較ニ使用スルヲ  
得ベシ其概算ハ則三億八千万磅ナリ



同氏力千八百二十九年、概算三億一千三百萬磅ハ亦用ヒテ千八百二十八年ノ人口トノ比較ニ供スベシ試ニ此ノ概算ヲ以テ之ヲ前時ノ概算ニ比スレハ貨幣ノ額ニ於テ亦若干ノ減少ヲ表ハシタリ然レ氏此ノ旨趣ニ関セル各記者ノ説ク所皆符合セルニ於テ之ヲ推セハ此實事ノ正確ナルハ亦疑フベキモノナシ千八百二十八年以後ハ年々貨幣ヲ概算セル甚多ク只其内ニ就テモ尤モ依信スルニ足ルベキ記者ノ概算ヲ撰出スルヲ要用トスル程ナリ次ニ引用スル所ノ表ハ則尤正確ナリト信スルモノナレバ之ヲ參觀スルヲ緊用トス

左ニ登記セル一表ハ西洋各國ニ於テ人口及ヒ貨幣ノ概算ヲ示シ併テ一人ニ付凡ソ何程ニ當リシヲ示スモノナリ

年 限	人 口	金 銀 貨 幣	每一人
二 十 七 年	六千万人	十七億九千万弗	三十弗
千 四 百 九 十 二 年	四千万人	一億七千万弗	四 弗
千 六 百 七 十 五 年	八千五百万人	十億二千五百万弗	十五弗
千 七 百 年	九千万人	十四億八千五百万弗	十六弗半
千 七 百 七 十 六 年	一億一千万人	十三億七千五百万弗	十二弗
千 八 百 〇 八 年	二億万人	十九億万弗	九弗半
千 八 百 二 十 八 年	二億四千万人	十五億六千五百万弗	六弗半
千 八 百 三 十 八 年	二億六千万人	十三億九千万弗	五 弗
千 八 百 三 十 九 年	二億六千五百万人	十四億二千万弗	五 弗
千 八 百 五 十 年	三億万人	二十五億万弗	八 弗
千 八 百 六 十 年	三億三千万人	二十八億万弗	八弗半
千 八 百 七 十 年	三億七千万人	三十六億万弗	九弗半



千八百七十七年三億九千万人

三十七億分

九并半

上古羅馬帝國時代ノ人口ト貨幣ノ概算ハ素トヨリ遠遠ニ属セ  
ル時代ノ畧算タルヲ以テ深ク之ヲ信用スベカラズト云モ蓋シ  
之ヲ亜米利加洲發明前ノ一時代ニ比スレハ貨幣ノ數頗ル富豊  
ナリシハ決シテ疑ヲ容ル可カラズ若此ノ西時代ニ於ル物品ノ  
價格ヲ比較セハ以テ此ノ説ノ果シテ妄ナラサルヲ証明スルニ  
足ルベシ

顧ミテ亜米利加洲發明以後ノ時代ヲ觀レハ西洋各國共貨幣ノ  
數俄然増加シ之ヲ平均セハ一人ニ付凡四并ニ當リ引続キ次第  
ニ増加シ千八百年代ノ起首ニ至リテハ一人ニ付平均十六并五  
十セントニ登リシヲ見ルベシ  
右ノ時代ニ當リテハ洋海ニ航行シテ土地ヲ發見シ危險ヲ侵凌

シテ貿易ヲ營ムコトハ鼓動セラレテ非常ノ高度ニ昇リ地球上ノ  
海港ハ一モ討究セザル所コナク貿易益々擴マリテ亜米利加並  
非利加印度支那日本ヨリ南海ノ諸島ニ達シ歐羅巴人ノ植民地  
ハ地球上之レアラザル所ナキニ至レリ

社會ノ組織モ亦攪動セラレテ甚シキ働キヲ發現セリ此レ則大  
改革ノ時代ニシテ英國ニテハ人身保護律特許狀佛蘭西ニテハ  
土冠ノ蜂起ナント<sup>名地</sup>ノ布告及ビフロンド<sup>政黨</sup>ニテハ共  
和政治日耳曼ニテハ波羅士特宗及ビ三十年間ノ戦争若クハ改  
羅巴西部ノ大改革ノ如キモ皆此ノ間ニ發シタルナリ

千七百年ニ於テ貨幣ノ數平均一人ニ付十六并五十セントナリ  
シヨリ次第ニ減少シ千七百七十六年ニ至リテハ十二并トナリ  
千八百〇八年ニ至リテハ九并五十セントト同千八百二十八年ニ  
至リテハ六并五十セントト同千八百三十九年ニ至リテハ僅ニ五



弗マテニ減少セシト共ニ各國ノ貿易及社會上ノ歴史ニハ開進ノ退却セシト人口擾乱ノ痕跡ヲ顯セリ  
世界各國ニ國債ノ初メテ起リシモ亦此ノ時代ノ一ニシテ佛蘭西、英吉利、魯西亜、日耳曼、羅馬法王、亞米利加植民地、合衆國、伯西再及其他ノ各國ニテモ一時金貨ノ仕拂ヲ罷メ又改羅巴、亞米利加共大概一揆及戦争ノ為メニ震動セラレザルハナカリキ  
亞米利加及佛蘭西ノ大改革、西班牙ノ所屬ヨリ墨是哥ト南亞米利加ノ分離、英國ニ於テハ民撰議負ノ動搖及種々ノ騷擾其他各國ニテ一般ノ變乱アリシモ亦右同時代ノ一ナリシ  
アツシグ子トト佛國政府ニテ發行シタル紙幣ノ名銀行野猫銀行銀行ヲ譏リタル言葉ナルベレ譯者委ク其故ヲ解セスノ設立、察レ易キ紙幣ノ發行及ヒ巨大ナル會社若クハ政府ニテ共負債ヲ公然廢棄シテ之ヲ返償セザルボハ此ノ時代ニ於テ會計

上ノ有様ナリ

サテ右各種ノ實事ヲ茲ニ并列スルニハ之レニ於テ貨幣上ノ疑ヲ判センカ為メニモ非ス又論說ヲ立テシガ為メニモ非ス或ハ右各種ノ實事ハ曾テ貨幣ト相關セザルベク或ハ右各種ノ實事ヨリ貨幣上ニ差響ヲ起シタルモ亦タ知ルベカラズ  
余輩ガ右ノ實事ヲ茲ニ掲載スルモノハ他ナシ其實事ノ或ハ世上一般ニ引続キタル物價ノ低昂ト地面其他資産ノ價ニ或ハ増シ或ハ減ジタル運動ノ為メニ引起シタル結果ト幾分ノ關係アルベシト想定スレハナリ  
目今西洋各國ニ於テ貨幣ノ總額三十七億万弗ノ概算ハセイド氏ガ千八百七十二年ノ概算ニ基キセシナリ又セイド氏ガ他ノ計算ニ於テ普佛戦争以前西洋各國ニテ流通セル合法銀貨幣ノ



總額ハ二億五千五百万磅即チ十二億七千五百萬<sup>万</sup>ナリト概算セ  
リ若シ現ニ着手セル銀貨ヲ廢止スルノ挙漸ク結了スルニ至レ  
バ西洋各國ニ於テ合法貨幣ノ總額ハ必ス三十億万弗マテニ減  
少スヘシ此レ則平均一人ニ付七弗五十セント<sup>レ</sup>余ニ當レリ此レ  
千八百七十年ノ總額ヨリ全ク四分ノ一ヲ減少シ現今ノ總額ヨ  
リ五分ノ一ヲ減少スルナリ

日耳曼帝國ニ於テ銀貨ノ廢停ニ関セル要略

アレキサンドルテルマル氏

日耳曼帝國ハ一千八百七十一年四月六日ヲ以テ初メトス  
該帝國ヲ組成セル各州ノ中十ノ八九ハ數百年間常ニ銀ヲ以テ  
其合法貨幣トナシ之ヲ使用シタリキ  
然ルニ千八百五十七年一月二十四日ノ日付ニテ北日耳曼各州  
ト澳地利<sup>國</sup>地ノ造幣會議ニ因リ終ニ銀ノ本位ヲ一定シテ彼レ是  
レ相不同ナカラレムルコトニ決議セリ又此ノ會議ニヨリ金貨ハ  
貿易貨幣トシテ通用スベキコトニ準許セラレタリ  
輒迄ニ至リ日耳曼ノ通用貨幣ヲ処置セル條例ハ千八百七十  
一年十二月四日ノ日附アルモノヲ以テ最初トス  
第一該條例ハ新タニ帝國通用貨幣<sup>リ</sup>トシム<sup>レ</sup>ト唱<sup>レ</sup>ノ鑄造ヲ



許可シ純金一磅ヨリ金貨一百三十九箇半ヲ鑄造スベキモ  
ノナリトス蓋シ此ノ一磅ハ五百グレインヨリ、グラムノ量ア  
ルモ、トス(メトリック)ハ佛國尺度ノ名グラムハ衡量ノ名  
英國ノ十五グレイン四三三ニ當レリ故ニ此ノリイチム  
ツ一箇ノ目方ハ純金三グラム五八四二ニ當ルナリ

第二此ノ新鑄造金貨即チリイチム、ツ十分ノ一チ一マルクト  
唱ヘタリ故ニ一マルクノ量ハ純金零三五八四ニ當ル  
シ亜米利加ノ金弗ハ(千八百四十九年ノ條例)其量純金一  
ラム五〇四四ナルヲ以テ此ノ日耳曼帝國ノ金一マルク  
ハ九亜米利加金ノ二十三セントハ二五ノ價ヒアルモノト  
リ  
第三リイチム、ツ即チ一箇ニテ十マルクノ價格アル新鑄造金  
貨ノ外ニ十マルクノ金貨ヲモ發行スヘキモノトス(此ノ

二十マルクノ金貨ハ亜米利加金貨ノ四弗七十六セント五  
ニ當リ又英金ノリガエレインヨリ僅ニ減セルモノナリ)

第四日耳曼帝國ニ於レ此レボノ金貨ハ孰レモ仕拂ニ制限ナキ  
合法貨幣ナリトス而シテ右ノ金貨ハ官費ニテ鑄造スベキ  
モノトス然レモ鑄造スベキ金額ハ同盟國會議員ト照議ノ  
上帝國ノ大宰相之ヲ決定シ帝國政府ノ監督シテ鑄造スル  
所タリ

第五此ノ十マルクニ當ル(十マルクハ九我二円三十八錢二五新  
鑄ノ金貨ハ普魯士ノ銀貨ニテ三タール三十分ノ一ニ當ル  
モノトシ)一タールハ七十三錢(南日耳曼ノ銀貨ニテハ五  
フローリン)一タローリンハ四十錢五十六クレツセルニ當ル  
モノトセリ

普魯士ノ銀貨一タールハ目方ハ純銀十六グラム三分ノ



二ニテ一コロリシハ銀九グラム九二八ハナルヲ以テ  
右ノ三ターレル三分ノ一乃至五コロリシ五十クレツセ  
ルノ量ハ雙方共五十五グラム五五五ニ當リ恒モ金貨十  
コロク二十五倍半ノ目方アルナリ斯クノ如ク千八百七十  
一年ノ條例ヲ以テ金一銀十五半ノ割合ニテ日耳曼帝國ニ  
複本位ヲ定立シタリ

第六斯ク千八百七十一年ニ於テ複本位ヲ定立セリト雖モ此レ  
全ク一時ノ仮規則ニシテ金ノ單本位ニ改定センコトハ千八  
百七十一年該條例ヲ定立セシ以前ヨリ已ニ之ヲ沈思熟慮  
シタルノミナラス七十一年ニ制定ノ該條例中ニモ暗ニ是  
ノ目的アルヲ表示セルカ如シ  
其第六節ニ銀貨幣ノ引戻シニ関スル條例ヲ布告スルマデ  
云々ノ語アルヲ以テ之ヲ知ル可シ

第七又其第十節ニ今後別段ノ布告アルマデハ此ノ條例ニ定  
メタル金貨並記念貨幣(記念貨幣ハ如何ナルモノナルヤ譯  
者之ヲ解セズ暫ク元文ヲ直譯ス)ノ外ハ決シテ他ノ金貨及  
大額ノ銀貨ヲ鑄造發行スルコトナカルベシトアリ(但シ此等  
十節ハ原案ニ非ス後日改定増補シタルモノニ係ル)

第八帝國ノ大宰相ハ同盟諸國ニ現行セル金銀貨ノ引戻シヲ命  
令スルノ權ヲ有スルモノトシ此ノ目的ヲ達スルニ必須ナ  
ル費用ハ帝國ノ會計局ヨリ仕拂フベシト定メタリ  
之ヲ概スルニ千八百七十一年ニ制定シタル條例ハ仮リニ  
金一銀十五半ノ割合ヲ以テ複本位ヲ定立シ已ニ發行流通  
セル貨幣ハ之ヲ廢止シ又ハ之ヲ引戻スコトナケレバ只合法  
銀貨ノ鑄造ヲ停止シ別ニ金貨ノ鑄造ヲ命令シ及ヒ期限ヲ  
豫定セザレバ帝國宰相ノ見込ニテ適當ト思量スルコトハ何



時ニテモ流通セル合法銀貨ヲ引戻シテ之ヲ廢止スルノ用意ヲ為シタルナリ

一千八百七十三年七月九日ニ於テ日耳曼國ハ又別ニ造幣條例ヲ布告セリ

第一此ノ條例ハ明カニ金ヲ以テ本位トスルノ用意ヲ為セリ但シ今日ニ至リテモ未タ實際ニハ施行セラレス若シ又政府ニテ適當ト思量セバ何時ニテモ此ノ條例ヲ廢棄シ再ヒ復本位ニ回復スルモ更ニ妨ケナシト雖モ一旦之ヲ確定シタルナリ

第二千八百七十三年ニ制定セル該條例ハ第一着ニ政府ヨリ三ヶ月間公告ノ後勅命ニテ定メタル日ヨリ金貨並ニ金ノ單本位ニ現行貨幣ノ地位ニ設立セラルベキ旨ヲ掲ケタリ

第三二十コトク及ヒ十コトクノ金貨ト同ク新タニ五コトクノ

金貨ヲ鑄造發行スベシト

第四記章銀貨幣ヲ鑄造スベキヲ命令セリ(記章貨幣ハ本位貨幣ニアラス只貿易上ノ媒介トナルベキモノニテ何時ニテモ合法貨幣ヲ以テ引替消却スベキモノヲ云墨銀ノ如キ即テ此ノ類ナリ)

此ノ貨幣ハ五コトクニコトク一コトク及零數ノ小貨幣ナリ  
ニテ純金一磅(五百グラム)ヨリコトクノ銀貨一箇ヲ鑄造スベキモノトス故ニ一コトクノ目方ハ純金五グラムニテ十コトクノ目方ハ五十分ナリ然ルニ目方十分ナル合法銀貨幣ノ十コトクハ五十五グラム五五ノ目方アリ(即チ三ダレル三分ノ一又ハ五プロリン六分ノ五ニ當ル)故ニ新タニ發行セラルベキ記章銀貨幣ハ金一銀十五兩ノ本位ヨリ之ヲ推セハ名目ノ價格ヨリ其目方ノ減スル



一凡一割ナリ此 記章銀貨幣一円ノ量ハ亞米利加銀  
（銀）三百七十一グレイン四分一ノ弗ヲ指スノ零二十三セ  
ント九三三ニ當レリ

第五右ノ新銀貨幣ハ人民相互ノ取引ニ於テハ二十マルク（凡）  
四弗六十二セントヲ限トシ其余ハ合法トハナシ難シ然レ  
氏日耳曼帝國及同盟諸國ノ各會計局ニ於テハ何程ノ金額  
ニテモ之ヲ受取ヘキトス

第六右ノ記章銀貨幣發行ノ高ハ尔後別段ノ布告アルマデハ一  
人ニ付十マルクヲ限トセリ而シテ人口四千三百万ノ概算  
ナルヲ以テ此ノ貨幣ノ反制限ハ凡四億三千万マルクニ至  
利加銀貨九千九百三十万ノ千三百九十弗ニ當レリ  
此ガノ新貨幣ヲ發行シタル上ハ之レト引替ヘニ三十外  
レニ屬セザル貨幣ヲ始メトシ各別ノ内ニ流通セル銀貨

幣ノ粗造ナルモ、若干ヲ引戻スヘシト（第四條）

白銅貨ハニ銅貨幣ノ發行高ハ一人ニ付二マルクニ超過  
ス可ラストセリ而シテ人民相互ノ取引ニテハ一マルクヲ  
合法トスレ氏各會計局ニテハ何程ノ高ナリ氏引替ヘ償却  
スヘキトセリ

第七同盟諸國ノ會議員ハ前條ノ旨趣ヲ奉シ舊銀貨ヲ廢止スベ  
キ全權ヲ付與セラレタリ

第八各造幣局ハ政府ノ為メニ鑄造ニ從事セサルモナレハ何時  
ナリ氏純金一磅ニ付七マルクニ超過セザル鑄造費ニテ二  
十マルクハ金貨幣ニ限リ人民ノ為メニ鑄造スルハ勝手タ  
ルベシトセリ

第九一千八百七十六年一月一日ヲ限リトシ各銀行紙幣及ヒ會  
社証券ヲ惣テ帝國ノ新貨幣ニテ引替エ可ラサルモノハ流



通ヨリ引戻スヘシトセリ故ニ同日ヨリ後チハ銀行紙幣會社証券氏流通上ニ残留ス可ラス又ハ一枚ニ付百<sub>コ</sub>トクヨリ少キ高ヲ發行ス可カラズトセリ

第十各州ノ政府ヨリ發行セシ紙幣ハ千八百七十六年一月一日マテニ悉皆引替<sup>換</sup>スヘシ之ニ反シ日耳曼帝國ノ紙幣ハ追テ制定セラルベキ條例ニ從ヒ新タニ發行スヘシトセリ

サテ右ノ條例ヲ制定施行セルカ為メニ差引キタル貨幣上ノ變化ハ余輩詳カニ之ヲ討究説明スル能ハス又日耳曼帝國ノ舊貨幣ニ付テハ余輩其ノ統計表ヲ得タリト雖モ舊貨幣ノ内摩損セシ高損失セシ高ニ付テハ余輩其計表ヲ得能ハズ

輸出入ヲ為シタル貨幣ノ運動ニ関シテハ外國貿易統計表ニ其大概ヲ挙ケタルマデニテ詳細ノ<sub>コ</sub>ハ得テ之ヲ知ル可

ラス加<sup>シカミ</sup>之ナラス普佛戰爭ノ後佛國ヨリ償金仕掛ノ為メニ日耳曼帝國ヲ出入シタル貨幣ノ運動ニ付テモ其確實ナル<sub>コ</sub>ヲ知ル可カラス

既往ニ属セル<sub>コ</sub>ハ彼レノ如ク而シテ將來ノ<sub>コ</sub>ニ係ル帝國ニ於テ新紙幣ヲ發行シテ旧紙幣ヲ廢停セシ結果ノ如何<sub>レ</sub>ニ記章銀貨幣合法ノ制限ハ現行セルモノヨリ尚ホ擴張セラルカ或ハ然ラサルカ若クハ目下仮定セラレ<sub>レ</sub>複本位ハ之ヲ永遠ニ傳ヘラルカ又ハ全ク一時ノ<sub>コ</sub>ニ属スルカノ三件ニ至リテモ一トシテ確カニ之ヲ豫論スル<sub>コ</sub>ヲ得サルナリ然リト雖モ今日ニ當リ可ナリ確實ノ説ヲ掲ケテ論スヘキモノハ旧貨幣ノ高其内尤モ新キ部分ノ摩損及ヒ損失高今日マテニ流通ヨリ引戻シタル總額造幣新條例ヲ奉シテ改鑄シタル總額世界ノ各市上へ放撒シタル概算及ヒ現



行ノ造幣條例ニ改正変更ナキハ改鑄ノ業引続ク間ニ旧貨幣ノ賣却スルヲ得ベキ擬案オノ諸件ナリトス  
 右ノ諸件ニ関シテハ茲ニ記載セル順序ヲ以テ逐次之レカ  
 考案ヲ附セントス

舊貨幣

千七百五十年ヨリ千八百七十二年マテ日耳曼同盟諸國  
 即チ今ノ日耳曼帝國ニ於テ鑄造發行セシ旧貨幣ノ高及  
 千八百七十六年五月十二日マテニ流通ヨリ引戻シテ  
 察棄セシ高ト引戻シタルノミニテ未タ察棄セサル高尙  
 又近頃報告ノ日マテニ引戻シタル高ニ関セル統計表

各種貨幣	千七百五十年ヨリ 千八百七十一年マテ ニ鑄造セル高	千八百七十六年五月 十二日マテニ引戻シ テ廢棄セル高	千八百七十六年五月 十二日マテニ引戻シ レ未タ廢棄セル高
一タール及ニタール	十四億八千四百万	一千万	一億九千三百八十一万
フローリン	二億〇四百万	一億八千〇五万	、、、、、
ヘンスタウン貨幣	二千四百万	四百三十五万	五千万
小貨幣	六千八百万	、、、、、	、、、、、
通計	十七億八千万	一億九千四百八十五万	二億四千三百八十万

右ノ統計表ニ因テ之ヲ觀レハ旧貨幣ノ惣額ハ十七億八千万ヲ	三十日マテニ引戻シ 察棄シタル高及引 戻シタルノミノ高	合計四億九千万	合計五億九千九百万
、、、、、	二億九千五百十五万	、、、、、	三億五千五百十九万



一クニシテ而シテ千八百七十六年九月三十日マテニ引戻シタル高ハ凡六億万ポンドナリ其内凡五億万ポンドハ同月同日マデニ察棄セシ高ナルヲ了知スベシ

舊貨幣ノ摩損及損失

旧貨幣ノ内ニテ十分ニ流通ヨリ退却セシモノハ千八百三十七年ヨリ千八百七十一年ノ間タニ鑄造發行シタル銀貨幣ヲロリシノ一種類ナリトス此ノ内ニテ損失セシ高ハ僅ニ一割一分半過キザルカ如シサテ又摩損ノ高ハ何程ナルヤ得テ之ヲ知ル可ラスト虫氏摩損損失ノ雙方ニテ旧貨幣全額ノ凡三分一ニ當レリト想定セラレタリ(英國委員報告疑問第七百〇七條ニル)ハンボルク(日耳曼ノ一都府)在雷伯耳義ノ総領事ヨリ合衆國貨幣委員ヘ通知セシモノニ於レバ摩損損失ヲ合セテ四分ノ一ナ

リトス

又千八百七十五年ヲ以テ始メテ鑄造發行セラレズ未摩損セルノ日頗ル永キニミナラズ七ケ年ノ戦争若クハ併國ノ戦争或ハ那勃翁ノ未侵又ハ当千八百年代ノ起首ニ於テ貴金屬萬國ノ分回ガノ大變化ヲ受ケタル一貨幣即チターレルヘ右摩損損失高ノ幾分ヲ當ツルヲ以テ適當トセルヤ余輩ハ之ヲ明判スルヲ得サルナリ

千八百七十三年ニ於テ賣却処分スヘキ高

若シ摩損損失兩項ヲ合セテ三分ノ一ト仮定スルキハ日耳曼ニ於テ銀貨幣ノ賣却処分スルヲ得ベキ高ハ次ニ排列スルカ如ク

千七百五十年ヨリ千八百七十一年マテ鑄造シタル貨幣ノ総額	十七億八千万
摩損損失及輸出セシ高全額三分ノ一	五億九千三百三十万



差引千八百七十三年ニ於テ銀貨現在高

十二億八千六百七十方、

新條例ニ從ヒ補助銀トスベキ高但シ

四億三千万、

一人ニ付十ヨリ、割合ナリ

八億五千六百七十方、

右ノ算用ハ佛蘭西ノ償金及ヒ其他各種ノ本源ヨリ銀貨ノ該帝  
回ハ輸入スベキ高又ハ日耳曼ノ造幣局ヨリ入ルベキ高若クハ  
千八百七十一年ヨリ七十三年マテニ佛蘭西及其他ノ外国ハノ  
輸出ニヨリ損失セル高モ又ハ旧貨幣ノマシクト新規発行ノ  
一ノ間ノ秤量ノ差ノ如キハ總テ之ヲ省キ毫モ其充テヲ為シ  
ズシテ算用シタルナリ尤モ新旧貨幣間秤量ノ差違ハ實ニ僅々  
タルモノニテ斯クノ如キ巨大ナル概算ニハ決テ差響キヲ起  
程ノ高ニハ非ルナリ

高 千八百七十六年九月三十日マデニ流通ヨリ引戻シタル

舊貨幣ノ内ニテ残留セリト想定シタル高十二億八千六百七十

一クヨリ去ル九月ノ終尾マテニ流通ヨリ引戻シタル高ハ凡六  
億万マシクナルヲ以テ同日ニ於テ尚ホ流通セル旧貨幣ハ凡六  
億八千六百万マシクナリトス此ノ残額六億八千六百万マシク  
ヘ右ノ引戻シタル總額ノ一部分ヲ補ハンガ為メニ新タニ発行  
セル新貨幣三億千七百万マシクヲ加フベシ  
故ニ千八百七十六年ニ於テ現ニ該帝國ニ流通セル銀貨幣ノ總  
額ハ合セテ凡十億万マシクニテ正米利加ノ銀貨ニテハ二億五  
千万弗ニ當レリ而ルニ若此ノ度ヨリ流通ノ貨幣ヲ減少スルハ  
ハ必ス不便利ヲ引起スベキ徴候ナキニ非ラザリシナリ

市場ハ放撒セシ高

逐次市場ハ放撒シタル銀貨幣ノ總額ハ次表ニ於テ之ヲ掲  
示ス







佛国償金

千八百七十一年普回トノ戦争ニ付佛国ヨリ日耳曼ハ仕拂ヒタル償金ニ関セル要略

アレキサンドル、テル、マル、氏

千八百七十一年三月一日佛蘭西ノ国会ニ於テ決議シ同年五月十日フランクホルト(佛ノ一都府)ニ於テ調印シタル條約ニ於テハ普佛ノ戦争ニ関シ普回ノ軍費及ヒ諸損失ヲ償ハンガ為メ日耳曼ハ佛蘭西ヨリ償金五十億万フランクノ仕拂ヲ受クベキモノナリシ(一フランクハ凡我十九銭)  
右五十億万フランクノ金額ハ仮リニ零数ヲ省ヒテ計算スルハ凡十億万弗ニ当レリ  
千八百七十四年八月五日ニ於テレナン、セイ、氏ハ右巨額ノ仕拂



ナ為シタル模様ノ一報告書ヲ製シ之ヲ佛蘭西ノ法立官ニ送付セリ

右ノ有名ナルレヲツセイ氏ノ説ニ従ハハ異日ニフランクホルトニ於テ調印シタル條約ナルモノハ佛蘭西政府ヨリ次ニ掲載セルノ順序ニ於テ償金ノ仕拂ヲ前約セシモノ、如シ

巴里府平定ニ付回復セシ後三十日内ニ

千八百七十一年間ニ

千八百七十二一年五月一日

千八百七十四年三月二日

總計

五十億万、

毎年三月三日ニ於テ佛蘭西政府ヨリ右ノ三十億万フランクノ

金額へ年五分ノ利子ヲ仕拂フベキモノトセリ

右ノ仕拂ヲ為スニ付キテハ日耳曼ノ銀貨一タールルハ凡七十

三錢三フランク四分ノ一ト定メ日耳曼ノフロリリンハ凡四十錢ニフランク一五ト定メタリ

若シ又佛国ヨリ為替手形ニテ日耳曼へ贈ルハ總テ其時ノ相庭ヲ以テ費用スヘキトス且佛国ニテハ仕拂ヲ了リタリニ給

靈日耳曼ノ都府ニテ之ヲ同額ノ貨幣ニ引替ハタルス上ニアラ

ザレハ仕拂ヲ了シタルノ効ナキモノトス又前拂若クハ仕拂

猶豫オハ一切為スベカラザルモノトス

日耳曼政府ヨリハアルセースワルライン鐵道へ三億二千五百

万フランクヲ償ヒ巴里市中ヲ損害セシ償ヒトシテ二億万フラ

ンクヲ仕拂フヘシト約定シタリ

佛国ヨリ右ノ仕拂ヲ結了セシニ利子オヲ加ヘ其總額ハ五十八

億六千二百八十万〇七千二百九十フランクノ巨額ニ昇リタル

カ如シ而シテ平均一フランクハ次ニ列載セル金額ニ當レリ



一、イタリヤ 貨幣ノ名、三フランク七九一〇、バウ、ウ、ド、ス、テ、ル、リ  
 シク、英、國、貨、幣、ノ、名、二十、五、フ、ラ、ン、ク、四、九、四、三、ル、コ、バ、ン、コ、ハ、リ  
 シ、ホ、ル、ク、貨、幣、ノ、名、一、フ、ラ、ン、ク、九、〇、八、九、伯、耳、義、フ、ラ、ン、ク、貨、幣  
 ノ、名、ハ、一、フ、ラ、ン、ク、〇、〇、六、一、ド、ウ、チ、フ、ロ、ト、リ、ン、荷、蘭、ノ、貨、幣、ハ、二  
フ、ラ、ン、ク、一、五、〇、九、フ、ラ、ン、ク、ボ、ル、ト、フ、ロ、ト、リ、ン、ハ、二、フ、ラ、ン、ク、一、  
 六、三、七、リ、ー、チ、ス、マ、ー、ク、日、耳、曼、新、銀、貨、ノ、名、ハ、一、フ、ラ、ン、ク、二、五、二、  
 ハ、三、当、リ、シ、ナ、リ

佛蘭西政府ヨリ日耳曼政府へ遞送シタル金銀貨ノ高ハ次ノ如  
 シ  
 全 二億七千三百〇〇三千〇五十九フランク一〇  
 銀 二億三千九百二十九万八千七百七十五フランク七五  
 合計 五億千二百二十九万四千九百三十三フランク八五  
 右諸仕拂金ノ残額ハ各外國ニ在ル佛蘭西人ノ貿易上債方へ對

シテ振り出セシ為替手形又ハ佛蘭西政府ヨリ債金仕拂ノ為  
 ニ新クニ發行シタル公債証書ヲ買取ルモノヨリ該政府カ受取  
 リシ外國宛ノ為替証書ニ對シ該政府ヨリ振出シタル為替手形  
 ガヲ以テ日耳曼へ仕拂フベキモノトス(為替ノ下ハ試者詳カニ  
 之ヲ解セズ)其他日耳曼及外國ノ公債証書是ニ佛蘭西人ノ所持  
 セル日耳曼及外國ノ銀行紙幣ガナリトス  
 右ノ為替手形若クハ銀行紙幣ガハ總テ佛蘭西政府ヨリ債金仕  
 拂ノ為メニ新クニ發行セシ公債証書ノ代價トシテ佛蘭西政府  
 ノ手ニ入りタルモノナリ  
 佛蘭西政府ヨリ日耳曼へ其債金ヲ仕拂ヒタル有様ハ右ニ畧述  
 セルカ如キヲ以テ其實ハ總仕拂金額九十一億七千二百五十六  
 万四千四百六十弗ノ内九一億〇二百四十五万八千九百八十六弗  
 ハ貨幣ニシテ其残額ハ則佛蘭西政府ヨリ公債証書ヲ發行シ



々政府ヨリ其証昏ヲ所持セルモノハ若干ノ利子ヲ付共シ入氏  
ヨリ諸為替手形ヲ買ヒ入レ之レヲ以テ日耳曼へ償金ヲ仕拂  
タルニ當レリ

蓋シレナンセイ氏ノ報告昏ハ佛蘭西政府ヨリ金銀ノ貨幣ニテ  
日耳曼政府へ五億千二百万フランクノ金額ヲ仕拂ヒタル詳細  
ヲ明解セリト雖モ其報告昏中ニハ委ク此ノ大額ヲ運送シタル  
日限ヲ掲載スルヲナシ且ツ日耳曼政府ノ輸出入報告書モ亦決  
之セルヲ多キヲ以テ千八百七十一年十二月四日ヨリ同七十四  
年佛蘭西政府ガ最後ノ年賦金仕拂ヒマデノ間ニ日耳曼帝國ヲ  
出入セシ金銀ノ運動ハ之ヲ明知スルニ由ナク暫ク疑ヲ存スル  
ノミ

然リト雖モ他ノ根源ヨリシテ稍々真ニ近キ概算ヲ為スヲ得ハ  
シ余輩ハ日耳曼造幣局ガ佛國ノナポレヲシ(佛國貨幣ノ名一箇

ニテ二十フランクニ當ル即チ三弗八十七セントニテ一億六千  
九百四十万弗ニ當ルノ高ヲ自國ノ通用貨幣ニ改鑄センガ為メ  
ニ溶解シタルヲ明知セリ

又レオンセイ氏ノ説ニ拠レハ千八百七十年ヨリ同七十三年マ  
デニ英倫銀行ハ殆ド八百万磅ノナポレヲシ即チ前同種類ノ金  
ヲ買入レタリト

右ノ二ヶ條ニ拠テ之ヲ觀レハ普佛戦争ノ後ヨリ千八百七十四  
年前ニ佛國ノ金貨凡二億一千万弗ハ該國ヲ去リ他國ニ入りタ  
リト推考スルヲ得ベシ

然ルニ右ノ日耳曼造幣局ニテ改鑄ノ為メニ溶解セシナポレヲ  
シ金貨ノ内百六十八万磅(八百四十万弗ニ當ル)ハ之ヲ英京倫敦  
ヨリ引出タセシニ係ルヲ以テ思フニ其金額ハ英倫銀行ニテ買  
入レタル八万磅ノ一部分ナルベシ果シテ然ラハ其金額ヲ二重



二軍用シタルナリ  
 右ノ理由アルヲ以テ佛蘭西ヨリ英國及日耳曼へ輸送シタルノ  
 高ハ實際二億万弗ナルベシ此ノ金額ハ即チレオシセイ氏ノ説  
 ニ拠レハ佛國が其戦争後ニ自國ヲ保持スベキ必須ナル金額ノ  
 損失ヲ表セルモノナリト  
 右二億万弗ノ内佛ノ政府ヨリ伯靈へ輸送シタル金額ハ五千四  
 百六十万弗ニテ残り一億四千五百四十万弗ハ私立會社ヨリ伯  
 靈へ輸送シ及其他各種ノ目的ニテ運出シタルモノナリ  
 此ノ外佛蘭西政府ヨリ四千七百八十六万弗ノ銀ヲ伯靈へ輸送  
 シタリ之ニ反シ千八百七十年ヨリ同七十三年マテハ佛蘭西ハ  
 日耳曼ヨリ少ムル六千〇八十万弗ノ銀ヲ輸入セリ結局佛蘭西  
 政府ヨリ日耳曼へ輸送シタル銀四千七百八十六万弗ヲ取戻シ  
 タル上ニ少クモ千三百万弗ヲ輸入シタルヲ示セリ

故ニ佛國ノミニテ之ヲ見レハ現金ニテ取扱ヒタル債金ハ結局  
 次ノ如シ

佛國ノ損	佛國ノ得
金 二億万、 銀 無	金 無 銀 千三百万、
而シテ日耳曼ノミニテ之ヲ見レハ結局次ノ如シ	日耳曼ノ得
日耳曼ノ損	日耳曼ノ得
金 無 銀 千三百万、	金 一億六千七百七十万弗 銀 無

日耳曼ニテ損失シ佛蘭西ニテ利得シタル千三百万弗ノ銀ハ曼  
 全ク日耳曼政府ニテ貨幣ノ本位ヲ改定シタルニ由リ日耳曼ヨ  
 リ市場へ放撒シタル銀ノ一部分ト考定スルヲ得ベキカ否ヤハ  
 確ニ之ヲ決定スルヲ得ザルナリ







